

史料 川尻の漁業

日立の水産 歴史篇 1

本資料は、財団法人日立市水産振興協会（日立市産業経済部農林水産課内）が1989年3月に発行した『日立の水産 特集川尻の漁業』第6号に掲載された「Ⅰ 川尻漁業の歴史」を再編集したものである。

農林水産課の職員で『日立の水産』の編集を担当した数藤和義さんに誘われて、編集の一部（歴史部門）を当時日立市郷土博物館に所属した島崎和夫がお手伝いした。

今となっては、追加すべき史料や説明が必要な事項もあるだろうが、32年前の仕事をそのままにここに紹介する。

日立市域において、かつて水産業（漁業と加工）は今では想像できないほどに重要な意義をもっていた。しかし研究はきわめて少ない。その点で本資料が研究の進展になにかしら役に立てるのではないか。これが今回、本資料をまとめなおした動機のようなものである。

（2021年10月 島崎和夫）

目 次

豊浦町と漁業 3

漁獲の推移 | 漁船の動力化 | 漁港の整備 | 漁場入会紛争 | 水産加工業 | 史料・統計を利用する前に

1 史料にみる川尻漁業

(1) 概 況 5

- 史料1 嘉永7年7月 鯉舟賞魚減額処置をめぐる舟大工と舟主との争論済口願書
- 史料2 昭和6年 豊浦・日高漁業組合概況
- 史料3 昭和15年 豊浦・日高漁業組合概況
- 史料4 大正15年 豊浦町漁業組合の専用漁業
- 史料5 昭和戦前期 各種漁業組合概況
- 史料6 昭和10年 豊浦町大謀網ほかの雇用関係

(2) 漁 況 6

- 史料7 明治42年4月 川尻のカサキすくい報道
- 史料8 明治45年1月 豊浦町の漁況報道
- 史料9 明治45年7月 豊浦町のイナダ漁報道
- 史料10 明治45年8月 豊浦町の漁況報道
- 史料11 明治45年9月 小木津浜の海草拾い報道
- 史料12 明治45年9月 川尻浜の漁況報道
- 史料13 明治45年9月 豊浦浜の鯉漁報道
- 史料14 明治45年12月 県下の鯉・秋刀魚漁報道
- 史料15 大正5年9月 豊浦町の鯉漁報道
- 史料16 大正6年8月 川尻浜の漁業報道
- 史料17 大正8年2月 豊浦町の最高漁獲者表彰式報道
- 史料18 昭和16年5月 豊浦町の大謀網報道
- 史料19 昭和17年5月 川尻の大敷網報道
- 史料20 昭和17年7月 川尻大敷網のブリ漁報道
- 史料21 昭和20年7月 川尻大謀網漁報道

(3) 振 興 7

- 史料22 慶応4年5月 鯉船渡世人他参に付鯉船・網蔵等封印取除願書
- 史料23 明治2年4月 川尻村新平ら二十八人鯉舟・磯業乗立金差支えに付拝借金請書
- 史料24 明治3年5月 川尻村鯉舟乗粮米差支えに付上納米代金納請書
- 史料25 明治42年2月 漁網用麻糸燃伝習会創設報道
- 史料26 明治42年5月 漁網用麻糸の販路調査報道
- 史料27 明治43年3月 豊浦町水難救助組合の発会予測報道
- 史料28 明治45年5月 豊浦町石油発動機船竣工予測記事
- 史料29 明治45年5月 豊浦町石油発動機船試運転報道
- 史料30 大正元年8月 茨城県下漁船発動機据付進展報道
- 史料31 大正元年12月 発動機船の普及報道
- 史料32 大正2年6月 豊浦町御番山町有林の保安林編入運動報道
- 史料33 大正2年7月 漁船補助機関据付けのための勧業資金貸下報道
- 史料34 大正6年9月 多賀郡漁業組合長会議報道
- 史料35 大正8年1月 アワビ・カジメ盗採防止看守人委嘱報道
- 史料37 大正13年10月 県下漁船の小型化傾向報道
- 補遺 昭和10年11月 川尻漁民の青森県漁場出漁報道
- 史料38 昭和14年7月 豊浦磯の掃除報道

(4) 漁港整備 12

- 史料39 明治43年9月 豊浦町漁港築港陳情報道
- 史料40 大正2年3月 豊浦町避難港設置運動報道
- 史料41 大正3年3月 川尻浜筈磯築堤工事県費編入陳情報道

史料42	大正3年3月	川尻港修築工事県費編入予測報道	
史料43	大正3年9月	川尻漁港築港工事県費編入陳情報道	
史料44	昭和7年7月	豊浦町漁船溜竣工予測報道	
史料45	昭和21年7月	農林大臣・茨城県知事宛豊浦漁港設置願書	
史料46	昭和21年8月	聯合軍総司令部宛川尻港設置陳情書	
(5) 漁場入会紛争			16
史料47	明治41年9月	日高村沖合カジメ採取入会拒否に関する日高村漁業組合総会会議録	
史料48	明治41年9月	日高村沖合漁場入会拒絶陳情運動に関し弁護士との契約書	
史料49	明治41年9月	日高村・櫛形村地先カジメ採取入会拒否陳情書	
史料50	明治42年4月	伊師浜と豊浦の漁場入会紛争解決報道	
史料51	明治44年7月	採鮑業者の南光貝採取をめぐる紛争報道	
史料52	明治45年2月	打瀬網漁禁止陳情報道	
史料53	昭和8年7月	小船漁業者の採鮑業への転換をめぐる紛争報道	
史料54	昭和8年7月	小船漁業者の無許可採鮑事件報道	
史料55	昭和8年8月	小船業者組合と採鮑組合の紛争報道	
(6) 流通および加工			19
史料56	天保2年4月	川尻村五十集議定書	
史料57	天保13年9月	魚荷物継立仕切金一件につき済口証文	
史料58	明治初年	川尻醬御用品に付継立て達	
史料59	明治41年5月	川尻と大津の乾鮑製造法報道	
史料60	明治42年4月	多賀郡明治41年塩辛生産高報道	
史料61	明治42年4月	多賀郡明治41年沃度生産高報道	
史料62	明治42年4月	川尻名物鰹塩辛の報道	
史料63	明治42年4月	川尻名物蚕生貝の報道	
史料64	明治42年4月	川尻名物鰹塩辛の沿革報道	
史料65	明治42年4月	川尻名物沃度の生産報道	
史料66	大正2年1月	多賀郡五十集組合総会報道	
史料67	大正2年7月	川尻浜鰹塩辛紹介報道	

2 川尻の漁業統計

(1) 概 況			22
第1表	昭和6・9・14年	豊浦町漁業の概要	
第2表	昭和6・9・14年	豊浦町の主要漁業	
第3表	(1) 明治38～大正15年	豊浦町漁船数	
	(2) 昭和2～16年	豊浦町漁船数	
第4表	昭和2～7年	豊浦町遠洋漁業用漁船数	
(2) 漁 況			25
第5表	(1) 明治38～昭和17年	豊浦町漁獲高 魚類	
	(2) 明治38～昭和17年	豊浦町漁獲高 貝・藻類	
第6表	昭和2～7年	豊浦町遠洋漁業漁獲高	
(3) 流通および加工			27
第7表	昭和6・9・14年	豊浦町の活・鮮魚 貝類の移出	
第8表	明治38～大正15年	豊浦町水産加工品生産高	
第9表	昭和6・9・14年	豊浦町主要水産加工品	

豊浦町と漁業

まず、豊浦町における水産業従事者の数をみてみよう。大正9年（1920）の国勢調査によれば、本業者総数1936人（男1095、女841人）のうち293人（男276、女17）が水産業に従事している。約15%である。男のみでは25%になる。女性の本業者が少ないのは、農業や商業、工業と逆の現象で、しかも本業者の家族である女子が、非本業者として水産業の場合255人と多いことは、労働力構成において水産業が農業などと異った側面をもつことを意味している。むろんこうした傾向は豊浦町ばかりでなく他の漁業が盛んな町村に共通したことだが。ちなみに農業従事者は男女あわせて900人、商業は345人（いずれも本業者）である。

豊浦町の漁獲高は明治38年（1905）は38,800円、大正4年（1915）には96,160円にのぼり、これに対し農産物はそれぞれ35,844円、56,842円である。豊浦町における漁業の優位性は明らかだろう。そもそも豊浦町が明治22年の町村制施行当初から町制をしいていたのは、川尻村が漁業の町として都市的性格を有していたからである。

漁獲の推移

明治末から昭和戦前期までの魚類総漁獲量を「事蹟簿」によってみると、年ごとに大きな変動はあるが、大正10～15年と昭和9～17年に大きな山がある。魚種別の漁獲量推移をみると、カツオは明治末から大正初年がピークで、大正7年以降減少してゆく。とくに昭和期に入ってから低迷は顕著である。ヒラメ・カレイは大正中期にピークをむかえ、以後減少傾向が定着している。サンマはヒラメ・カレイほど大きな変動はないが、ほぼ類似した傾向にある。いっぽう、マグロ・ブリ・タイ・サバ・イワシは昭和10年前後から増えはじめている。漁獲量全体が二つの山をもつのは、こうしたカツオ、ヒラメ・カレイ、サンマとマグロ・ブリ等の二つの動きによるものである。

貝・藻類の中心はアワビとカジメである。アワビは、毎年の変動はあるものの全時期を通して大きな変化はない。カジメは明治末期がピークで大正期以降減少・停滞傾向を示す。

大正中期の豊浦では、春職として揚繰網（イワシ）、流網（マグロ・サメ、銚子沖より磐城沖）、夏職としてかつお釣（金華山沖より銚子沖）、秋職として揚繰網（イワシ）、流網（マグロ・サメ、高戸沖より磯崎沖）、小網（ハモ・ソイ・アナゴなど）が行われていた（大正7年『茨城県水産要覧』）。

昭和期については第2表に示したとおりである。他の浜と比較して漁獲高が上位にあるものは、小型発動機船漁（タイ・ヒラメ・イナダ）と小船釣漁業（タイ・アジ・サバ・スズキ・ヒラメ）である。このほか昭和5年前後から始まったと思われる定置漁業（タイ・サバ・アジ・マグロ・ブリ）も見逃せない。第1表にあるように茨城県編集・発行の『茨城の水産』も豊浦の主要漁業として採鮑・小型発動機船漁・定置・小舟漁をあげている。

明治期にカツオ漁中心だった豊浦の漁業が、大正期に

入って不振となり、これに対応して、大正期を通じてさまざまな漁法が試みられ、昭和期、マグロ・ブリ・タイ等の漁が10年以降定着してゆく、というあらすじが描けないだろうか。

漁船の動力化

漁獲物・漁獲量と漁法は、漁船の動力化とかかわりあいながら変化してゆくものである。茨城県全体の動向をみると、明治41年全国第9位にあった茨城県の漁獲高（価額）は、大正13年には33位と後退してゆく。全国的に漁獲高が増加してゆくのには茨城県においては停滞に推移するためである。このなかで、カツオの減少が著しい。明治41年の漁獲量を100とすると大正元年には37にまで急減し、同14年には23、つまり四分の一以下となるのである。いっぽうイワシ・サンマ・マグロ・タイ・ヒラメなどは増加している。これは流網漁（サンマ・マグロ）、揚繰網漁（イワシ）、底曳網（手繰網）漁業（タイ・ヒラメ・カレイ）、釣漁業（カツオ）が漁船の動力化をとまって展開するためである。

こうした全県的傾向とその度合を別にしても豊浦漁業も同じ動向を示している。大正元年8月24日付の『いはらき』新聞は、カツオ漁の不振に際し、在来船（無動力船）に依存していれば近県の発動機船（動力船）に漁利を奪われてしまう、と警告しつつ、豊浦町の4隻の動力船など県下22隻の動力船が稼動し、漁獲をあげていることを報じている。この記事のなかで豊浦ではさらに2隻が発動機を据付け中である、とも伝えている。この報道の3ヶ月前に、『いはらき』新聞は、豊浦町の鈴木貴一郎所有船に10馬力の発動機を据付け、その試運転には「何しろ同地方にては珍しき漁船故来観者頗る多く、時ならぬ賑わひを呈せり」と報道している。さらにこの年の12月18日の『常総新聞』は、秋以来のサンマの大漁は、動力船数十隻が遠海に出て漁を競ったためであると伝えた。この記事のなかで、発動機メーカーの新潟鉄工所は豊浦町川尻の篠原房次郎を特約人として、発動機の売り込みに力を注いでいることも報じている。

第3表にあるように豊浦では大正7年、5間以上の大型船5隻全部が動力船となっている。以後その数は目立った変化を示さないまま推移している。昭和に入り、昭和4年からとくに5トン未満の動力船が増えはじめ、昭和8年にはいちだんと増えた。翌9年には21隻を数え、以後大きな変化をみないまま推移する。これは従来の無動力船を動力船に改造したものであろう。また昭和11年以降大型動力船の新造もなされた。こうした漁船の動力化の動きは先にみた魚種別漁獲高の変化と一致しよう。

なお、漁船の動力化に関する史料は（3）振興の項に収録している。

漁港の整備

前述したように大正期に始まった豊浦町の漁船の動力化は、大正期に進展することはなかった。その原因の一つに漁港の整備が進まなかったことがある。

明治42年6月に茨城県土木課の技師が豊浦町の漁港建設のため調査を行った。しかし着工の動きはみられなかった。42年には平磯・磯浜・大津で港湾整備が開始されていた。豊浦町のいらだちはつのるいっぽうで、たびたび県に出向き建設の陳情を行った。ようやく5年後の大正3年3月29日付の『いはらき』新聞紙上に「大正四年度に於て平磯、久慈、川尻は県費所属港に編入さるゝに至るやも知れず」という記事が掲載された（史料42）。この報道の後の史料を欠いておりたしかなことは言えないが、この記事は豊浦町にとって希望的観測に終わったと考えられる。このときの新聞が「本県沿海各漁場は年々競ふて石油発動機及び打瀬網の漁法を採用し、互ひに漁獲成績の遜色なき事を期しつつあるも、漁港不完全の地方にては十分の成績を挙げ能はざる」と報じているように、整備された漁港をもつかどうかは、漁業発展の岐路であった。

昭和7年3月17日に工費3万7000円余（内地元負担1万3000円）で「漁船溜」建設工事が着工され、8月上旬に完成が予定される、と報じられた（史料44）。この「漁船溜」完成は翌8年に5トン未満の動力船が前年の9隻から15隻への増加と、11・12年の大型動力船新造をもたらしたと思われる。

敗戦の翌昭和21年8月、豊浦町長と漁業会長は聯合軍総司令部あて川尻港の設置陳情書を提出した（史料46）。逼迫していた食糧事情の改善と失業対策の観点から川尻港の修築事業を実施してほしいというものだった。すなわち川尻港修築の土木事業による失業者救済および完成後における漁船数の増加による失業者の吸収と漁獲高増加による食糧事情改善への貢献をなすというのである。漁港修築完成後には小延縄船（6馬力、5トン級）、底曳漁船（60馬力、20トン級）の増加と大縄漁船（150馬力、100トン級）・揚繰漁船（60馬力、30トン級）の開始がなされ、漁獲量も5倍伸びるだろうと予想している。漁港改善による漁船の大型化、とりわけ揚繰網漁の開始によるイワシの漁獲を目論んでいるのである。

漁場入会紛争

明治41年9月、櫛形村の伊師浜漁業組合と日高村の日高漁業組合は、豊浦町と日立村の漁業組合の伊師浜・日高「地先水面専用漁業権入会」申し入れに対し、それは「不法ノ出願だとして「排斥ノ御処置」を茨城県知事あて陳情した（史料49）。この陳情書によれば、伊師浜および日高の農民たちは「農桑」のかたわら漁業と採藻を営んできた。とくにカジメは「沃度加里」の原料として製造業者に販売して現金を得ることのできる重要な物産である。重要なだけに資源を根だやしすることのないよう保護してきた。規模の大きな豊浦・日立の組合の入会を認めたら乱獲となり、カジメは根絶してしまう、と主張した。

この入会問題はどうか決着したのか、史料を欠いていて不明である。しかし、明治42年4月28日付の『いはらき』新聞が「伊師浜漁業権紛議解決」の見出しをつけて報じた一件は、明治41年9月に表面化した問題の伊師浜と豊浦との紛争についての解決を伝えるものであろう（史料50）。

明治35年に漁業法（明治旧漁業法）が施行され、豊浦町では同年に専用漁業権が確定していた（内容は大正末期の更新時期のものだが、「史料4 大正15年 豊浦町漁業組合の専用漁業」を参照）。前述の漁場入会紛争は、この漁業法施行にともなう漁業権修正の動きであろう。伊師浜と豊浦町の紛争の解決にあたって、旧来の慣行、事実関係が重視されたことは、明治旧漁業法の漁業権免許に際しての基本姿勢である旧慣尊重にかなっていた。

昭和8年には豊浦町の小船業者と採鮑業者との間で紛争が起こった（史料53）。不漁続きに苦しんでいた小船業者の一部が採鮑業に転換しようとしたが、採鮑組合から乱獲をまねくとして拒否された。小船業者は大挙して採鮌を強行したため、警察の介入をひきおこす事件に発展していった。この事件がどう解決したか、史料を欠いており不明である。

水産加工業

川尻漁業の歴史をみてゆくと、その特徴の一つに水産加工業の発達をともなっていたことがある。江戸時代からカツオの塩辛は有名であったし、また鰹節、乾鮑も広く知られていた。明治末から昭和戦前期までの生産統計は第8表に示したとおりである。カツオの塩辛と鰹節の生産はその後カツオ漁の不振とともに衰退してゆく。

明治41年の塩辛の生産は、多賀郡内6浜中第1位であった（史料60）。昭和期に入ってから塩辛の生産はなされてはいたが、昭和6年を明治41年と比べると価額において2倍にすぎない。しかも昭和9年には製造業者も5戸、価額も3000円と半減し、14年には統計から消えてしまう（第9表）。

かわって昭和期にはイワシの加工が盛んになる。県内の他浜と比較すれば低位にあるのだが、豊浦町のなかではその産額において他の製品を圧倒してゆく。昭和6年にイワシの煮乾・粕・油の生産があったが、まだきわだったものではなかった。しかし急速に比重を高め、昭和9年には類通鰯、搾粕、鰹油が産額の中心となり、14年にはイワシの塩乾・桜乾・搾粕・油と製品も増え、加工品総額の8割近くを占めるようになった。しかしこうした変化はあるものの、全体的に加工業の衰退はいなめなかった。

乾鮑については「事蹟簿」による第5表と第8表をあわせてみると、昭和期に入ってもアワビ漁獲高に大きな減少がみられないのに、その加工品である乾鮑の生産はなくなってしまった。統計「第9表 豊浦町主要水産加工品」からも消えている。いつの時期からどのような原因で衰退が始まったのだろうか。史料を欠いていて不明だが、乾鮑がとくに中国で不老長寿の薬として好まれ、川尻産の大半は輸出されていたというから、中国市場の何らかの変動によるものか、推測の域を出ないのだが。

明治期に隆盛を誇った川尻、豊浦の水産加工業は昭和期に入って、漁業それ自体の後退とともに衰退していった。

なお、アワビ漁そのものについては『日立の水産 昭和60年版』に特集が組まれている。そちらを参照されたい。

史料・統計を利用する前に

現在の川尻という町名は江戸時代には村の名称であっ

た。明治22年（1889）に町村制がしかれて、川尻村と折笠村、砂沢村がひとつになって豊浦町となった。それまでの川尻・折笠・砂沢という名称は、大字として残った。これ以後昭和31年に日立市に編入するまで地方行政の単位であった。そのためこの間の漁業を含めた統計は、すべて豊浦町を単位にまとめられている。大字ごとの統計はない。豊浦町の場合、海に面している折笠地区の場合も折笠浜の集落での漁業が考えられるが、折笠浜の集落と川尻の中心集落とは一体であるから、豊浦町の漁業は川尻のそれであるといっていよう。

以下に示す漁業史料ならびに統計の表題に、あるいは文中に豊浦町と表現されていても内容の上では川尻のものであるということをおことわりしておきたい。

この章には、江戸時代末から昭和21年までの川尻の漁業に関する史料と明治末から昭和17年までの統計を収録した。この期間の、郷土博物館に収蔵されている川尻漁業に関する史料・統計はほぼ網羅している。なおこのような時期設定をしたのの一つは太平洋戦争敗戦前は史料上の制約があったこと、二つには戦後は、逆に大量に残されている、正直いえば手に余ったということにある。

史料の収録にあたっては、原文の形式を残すようにつとめたが、読みやすいよう適宜読点を入れた。また表にした

際には印刷の都合上若干形式を変えている。史料の配列は、各項目ごとに年代順に並べている。

統計の収録にあたって、「事蹟簿」の数値と他の資料、例えば『茨城の水産』の数値とでは、同じものを扱っていても大きな差異がある。『茨城の水産』は県商工水産課の独自調査によるものである。「事蹟簿」は各市町村役場が土地・戸口から産業・教育・兵事・町財政など町勢全般にわたって作成、記入を県から義務づけられたものである。しかし「事蹟簿」の記入はたいへんな作業であって、町村の調査体制はそれに追いつけず、その記載内容は完全なものでなかった。昭和戦前期について『茨城の水産』と比較してみると、いずれも「事蹟簿」が内輪の数値を記している。対比できる箇所はそうした点をふまえて利用されたい。「事蹟簿」については、明治末からのこれほど多項目の長期にわたる統計を外に見いだせないこと、大きな変化を読みとるうえでは支障ないと考えられることから、疑問の数値があってもそのまま掲載し、利用に供することとした。

なお、江戸時代の史料も収録しておいたが、これについてはとくに解説を加えなかったが、五十集について『日立市史』（昭和34年刊行）425頁が紹介しているので参照されたい。

1 史料にみる川尻漁業

（1）概 況

史料1 嘉永7年7月 鯉舟貫魚減額処置をめぐる舟大工と舟主との争論済口願書

（川尻 勝間田栄家文書）

乍恐以書付奉願上候事

川尻村

舟大工 喜三郎

重 吉

桂 介

右之者共是迄舟大工職仕居候処、此度鯉舟貫魚之儀ニ付一同申合舟主共より細工相頼候而も延引仕、昨廿九日一同他出ニ相成、海上之儀ニ候得者舟具等傷メ候儀も難計事ニ有之、甚難渋仕候段舟主一同願出ニ御座候、尤貫魚之儀者先年漁高式百本より壹本つゝ遣置候所、近年水主人数も相増、万端諸入目等も殊之外相過シ、前々之見合ニ難相成、依而貫魚之儀ハ以来三百本より遣候様仕度段、願之趣無余儀候ニ付村役人一同判談之上水主妻子共ハ勿論諸職人等へ右三百本より貫請候様申付候次第之処、右様聞入無之出船手支相掛候而ハ第一御筈筋へも相抱り舟主共一同難渋至極ニ有之、此上村内之故障ニ相成候間、前書之者共早速御知被仰付被下置候様仕度存候、猶亦作料等之儀も追々高値ニ申合候様之儀ニ相聞、甚心得不宜儀有之、已来舟主共難渋薄相罷成候様仕度、御仁恵之段奉願上候、此段早速御済口

ニ相成候得者舟持共不及申上ニ村役人一同難有仕合ニ奉存候、依如件

嘉永七年寅七月

右村
庄屋
治郎左衛門
舟庄屋
半 兵 衛

史料2 昭和6年 豊浦・日高漁業組合の概況

（『茨城の水産』昭和7年版）

	豊浦町漁業組合	日高村漁業組合
設 立	明治35年12月12日	明治38年5月8日
組合員数	85人	214人
決算額 (支出)	2,500円	225円
積立金	447円	284円
負 債	2,100円	—

史料3 昭和15年 豊浦・日高漁業組合概況（昭和15年3月31日現在）
（『茨城の水産』昭和15年版）

	豊浦町漁業協同組合	日高村漁業協同組合
設立時期	昭和11年11月2日	昭和14年4月28日
責任種類	保証責任	保証責任
組合員数	127人	176人
出資総額	3,600円 (払込済額900円)	2,030円 (払込済額203円)

史料4 大正15年 豊浦町漁業組合の専用漁業
（『茨城の水産』昭和7年版）
明治39年7月14日許可、漁業権存続期間20年、大正15年7月5日更新

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業時期
鮑漁業	アワビ	1月1日～12月31日
牡蠣漁業	カキ	1月1日～12月31日
搗布漁業	カジメ	1月1日～12月31日
鹿角菜漁業	鹿角菜 [フノリ]	3月1日～11月30日
和布漁業	ワカメ	4月1日～7月31日
海苔漁業	ノリ	12月1日～5月31日
鹿尾菜漁業	ヒジキ	8月1日～3月31日
地曳網漁業	イワシ・アジ	1月1日～12月31日
いせえび漁業	イセエビ	1月1日～12月31日
いさぎ抄網漁業	イサギ (カサギ)	4月1日～6月00日
いさぎ笠漁業	イサギ	4月1日～6月00日
すがも漁業	スガモ	1月1日～12月31日

史料5 昭和戦前期 各種漁業組合概況
（『茨城の水産』昭和7・11・15年版）

組合名	創立年	組合員数	7年度経費	業務
五十集組合	明治28年6月	58人	513円	販路調査・製品改良
小舟組合	昭和元年12月	143	314	共同購買・漁業改良・漁場保護
採鮑組合	明治31年10月	18	265	人員制限・稚貝移植・投石
豊浦町手釣組合	大正6年2月	87		同業者の統制
豊浦町裸体採鮑組合	明治45年5月	20		同業者の統制
豊浦町縄船組合	大正15年4月	18		同業者の統制
豊浦町海産商業組合	昭和8年11月	35		

史料6 昭和10年 豊浦町大謀網ほかの雇用関係
（『茨城の水産』昭和11年版）

（1）大謀網
雇傭契約方法 食費（一日米一升）付・月給制（平均二四円）

事業主収入—資本償却費 給料米代諸経費ヲ支出シタル残額

乗組員（労働者）収入
船長（大船頭） 一人 月給五〇円
副船長 一人 月給四五円
和船々長 七人 月給三〇円
機関士 二人 月給四〇一五〇円
油差（漁夫中ヨリ） 漁夫二三円増
漁夫 七〇人 和船二四円 機械船三〇円
漁獲高配当 一回ノ漁獲高六〇〇円以上ノ場合ハ漁獲高ノ一分ヲ全員ニ支給ス
賞与酒代 漁期末ニ漁獲高三分

（2）潜水器
雇傭契約方法 潜水夫ハ漁獲割、漁夫ハ日給制
漁獲高分配ノ基本制度 潜水夫ハ鮑一貫匁ニ付十八銭ノ割合、漁夫ハ日当九十五銭、役付漁夫ハ増給

事業主収入—資本償却費 給料諸経費ヲ支出シタル残額
乗組員収入

潜水夫 一人 —
機関士 一人 二人分増給
船頭 一人 一・五人分増給
綱引 一人 一・二五人分増給
水夫 七人 一人分
賞与酒代 一日ノ漁獲高十五貫匁以上ノトキハ一貫匁当三銭宛ヲ全員ニ支給

（3）小型発動機船
雇傭契約方法 法歩合制
漁獲高分配ノ基本制度 漁獲高ノ三割ヲ資本償却費トシテ天引シ、其ノ残額ヨリ諸経費（油代、米塩費）ヲ控除シタル残高ヲ船員ニ分配ス

事業主収入—資本償却費 漁獲高ノ三割
—漁獲割 延縄漁ノ場合ハ配当ノ二人分

乗組員収入
船頭 一人 漁獲割当二人分
機関士 一人 〃 二人分
漁夫 五～一〇人 〃 一人分

（2）漁 況

史料7 明治42年4月 川尻のカサキすくい報道
（『いはらき』明治42年4月22日付）

川尻名物（三） カサキすくひ
養蚕神社の直ぐ下を流るゝ川がある、梁津川と云ふ、この川には一見白魚に似て居る「カサキ」と云ふ小さい魚が旧の三月頃になると捕れる、尤もこれは磯原辺でも捕れるさうだが、川尻は特に名がある、これも此地方だけで他国には産せぬと云ふ、漁夫の妻や娘が三人位一組となつて、二

間に五尺位の網（目の荒い麻布）で捕るのだ、天麗かに晴れたる日、のらのらと流れゆく春の水に両足を浸して、或は笑ひ興じつゝ、或は川尻名物の唄を歌ひつゝ水晶のやうに透明つてゐる「カサキ」を掬つて居る、それはそれは詩的なのだ、漁師の妻だとして美人はある、因に川尻名物の歌を紹介しやう。

今寝たばかりで出船とは ほんにつれない人廻り
「オンデ出るんだつちゅよー」 早く「ボツタ」出せ
「メンパ」出せ
急にや出船がをそくなる。
（註）「ボツタ」刺子着物なり、「メンパ」小さい飯櫃なり

史料8 明治45年1月 豊浦町の漁況報道
（『いはらき』明治45年1月29日付）

豊浦町漁況
多賀郡豊浦町豊浦水産組合支部に於て今回調査したる同浜の漁況を聞くに、漁場は高戸沖九十尋乃至三十尋の個所にて鈴木貫一郎は梶木鮪二百二十貫此価格四百円、篠原房二は鮪百十四貫此価格百円、鈴木彦八は同百二十五貫此価格百十五円、田山岩吉はムシ、カナガシラ十貫此価格六円五十銭の漁獲ありしもの重なるものにて、其他の漁船を加ふれば八百円以上に及びたりと

史料9 明治45年7月 豊浦町のイナダ漁報道
（『いはらき』明治45年7月27日付）

豊浦イナダの大漁
多賀郡豊浦町に於ける鮭漁は本月に入りて以来頗ぶる不漁にて、普通漁船の如きは些の漁獲なき有様なるが、石油発動機付漁船は遠洋に出漁するを得るより相応の漁獲あり、殊に数日来イナダ漁打続きての大漁にて、一艘千尾内外の漁獲ありて、水上売買相場は一尾平均十一銭より十三銭位なるが、石油発動機船にあらざる漁船は目下何れも石油発動機据付の必要を感じつゝありと

史料10 明治45年8月 豊浦町の漁況報道
（『いはらき』明治45年8月25日付）

川尻で小鮪の大漁 鯉も亦沢山捕れる
多賀郡豊浦町大字川尻佐藤寅之介氏の館山丸、大友海太郎氏の海栄丸、篠原房二氏の豊丸は一昨日小鮪及び鯉を漁獲して帰浜したり、収獲高は館山丸小鮪七百本、鯉一千本、豊丸同千四百本にて斯く小鮪の漁獲ありしは、潮流の関係とはいひ九月頃の漁期に入りたる如くなりと

史料11 明治45年9月 小木津浜の海草拾い報道
（『いはらき』明治45年9月10日付）

宛然たる不夜城 小木津浜の海草拾
多賀郡日高村地方に於ける陸稲は過般の早魃に際し二十町歩余の枯死を見んとしたるも、偶々降雨ありて蘇生し、昨今にては農作物一般に頗ぶる良好なれば、農民一般は何れも愁眉を開きたるが、又過般の暴風雨には海岸一帯に大激浪ありたる為め海岸には多量の海藻類漂着し、去る五日の夜の如きは大字小木津及び田尻浜の渚は数百の篝火と提灯

とを以て埋められ、老若男女は名所に数百名の群を為しつゝ海中に入り、サデを以て海草拾いに従事したれば、一時は頗ぶる壮観を極め、宛然不夜城の観ありたりと、而して漂着せる海草は掲布、大葉等にて大葉は一貫目十三銭位の相場を為し、同地にて一昼夜に拾ひたる海草のみにて実に千円以上に達したりと

史料12 明治45年9月 川尻浜の漁況報道
（『いはらき』明治45年9月27日付）

川尻浜の漁業
多賀郡豊浦町川尻には現今鯉漁船十艘あり、内佐藤寅之介、鈴木貫一郎、大友海太郎、篠原茂平の四艘は石油発動機を据付け、打瀬船は鈴木貫一郎、大森甚之介の二艘なり、鮪流網漁船は大森甚之介、鈴木貫一郎、篠原房次、鈴木平十、落合与七、鈴木金三郎、大友仙八の七艘なり、鯉漁は佐藤寅之介の四千三百円を最高とし、鈴木貫一郎の三千四百円、其他千五百円より千円内外のもの数名あり

史料13 明治45年（1912）9月 豊浦浜の鯉漁報道
（『いはらき』明治45年9月29日付）

豊浦浜鯉の大漁 一艘で四千八百尾
多賀郡豊浦町近海にては二十五日より二十六日朝まで近年稀れなる鯉の大漁あり、佐藤寅之介所有石油発動機船館山丸は大中取まぜ四千八百六十五尾を漁獲し、価格千九百八十餘円に達し、普通漁船にても二、三千尾に及びたるものあり、久しく不漁続きなり事とて漁民は大に愁眉を開き、其後引続き相応の漁獲ありと

史料14 明治45年12月 県下の鯉・秋刀魚漁報道
（『いはらき』明治45年12月13日付）

鯉と秋刀魚 水産試験場の調査
本県水産試験場に於て今回調査したる県下十月中の鯉及び十一月中の秋刀魚漁業を聞くに鯉十七万尾 初旬にありては天候の不穏なりしと餌料の不足なりしを以て休漁せる漁船多く、爾後の漁況を懸念せるも、八九月頃より天候平穩に復すると共に再び出漁し、中旬にありては出漁毎にかなりの漁獲あり、一航海五百乃至七八百尾、外にソーダ鯉の漁獲多く、下旬に至りても尚ほ引続き相当の漁獲ある模様なりしが、同月半ば夏職より秋職に移るの時なれば、乗組員中他の漁業に転じ、人員を減少し該漁業を中止したる漁船も多く、出漁したるものと雖も秋刀魚の豊漁なりしを以て皆此漁業に移り、為めに鯉の漁獲は充分ならずして終れり、魚体は三百匁乃至七八百匁のものにして、群により著るしく異なれり、漁場は久慈、多賀二郡の沖合二三百尋の所なり、発動機付漁船は六月中十七隻なりしも、其の後新たに据付完了のもの十九隻、合計三十六隻にして、総漁獲十七万八千八百八十四円なり、各漁業組合に於ける六月より十月迄の漁獲高、左の如し

磯浜一九、二六一尾（五九、九五〇円）、湊六五、三一八貫（三七、四八五円）、平磯九、五〇〇円、磯崎七、二二四円、久慈九二、〇三〇尾（二三、〇一三円）、豊浦一〇六、六五一尾（二九、四一二円）、会

瀬一一、九六二尾（四、六七七円）、平潟一三、九九三尾（六、九二三円）〔以下略〕

史料15 大正5年9月 豊浦町の鯉漁報道
（『常総新聞』大正5年9月9日付）

各浜鯉漁成績 豊浦町

同浜に於ける八月十六日より三十日迄の鯉漁は統計にて十一艘出漁し、平均一尾三百五十匁（価二十六銭）のもの二万三千六百五十八本（価七千六百〇六円）を漁獲したり、漁場は高戸沖合八海里附近にて、漁獲最も多かりしは十六日より二十一日の六日間にて、多きは一艘千三百十七尾を釣獲せり、而して鯉群は餌付普通なりしも、頃日水面を飛躍するもの漸次減少し、中層を遊泳するもの多く、其搜索に稍困難を感じるに至り、二十日以降は鯉群に混じ、丸惣太二千四百四十九尾（八十三円十銭）、ちほ千四百五十五尾（四十円二十銭）、しびる三十四尾（十三円六十銭）、まんびき二十三尾（四円六十銭）、鰯六尾（一円二十銭）等の魚類を釣獲したりと

史料16 大正6年8月 川尻浜の漁業報道
（『常総新聞』大正6年8月6日付）

川尻浜の半日（中）〔抜粋〕

四 漁業中心の川尻 石段を降りて再び町へ這入るとすぐ左に折れて海辺へ出た。海水浴場に宛られた場所には、沖合に船を泛べ浮標の縄張までして浴客の危険を防止してゐるためか、暴風警報の赤籠の下つてゐるに泳ぎ手は却々にゐた。

所謂磯くさい香にむせて町に引返し、方面をかへて漁業組合事務所を訪ね、事務員の丹政雄君から、漁業や其他に関する統計を聞き、川尻は鯉漁が重で船は僅に九隻であるが年額三万五六千円をあげ、これに全力を注いでゐるが、本年は他地方に負て其通り未だ一万円許りだと壁に張つた成績表を指さす。是は漁場の遠くなつた結果で、生のよい鮮魚は勿論当町名産の一つである塩辛さへ製出に非常の損害を被つてゐる。其処で本年は、専門家の実査研究を乞ふて、海中五十間の沖合に二寸五分位の大きな蛤を一石五斗許り放養したが、その結果が良好ならば三浜地方の如く近き将来に於て来遊の人々に新鮮な蛤を饗する事も出来やう。

貝では大津に次ぐ鮑の産地であるが、其多くは干鮑で支那へ輸出されてゐるが、一年の産額は約一万円位。其他生産物としては鯉節、沃度の七千円、沃度加里の二万六千円、貝鉦の五千円等海から得る産物は可成にあるが、その他地方に誇り得る風光の美と、海水浴に適した浜辺を有しながら、海水浴客を吸収する事の下手なのは、要するに旅館其他の設備が貧弱極まるから折角来たお客にも逃げられて了ふので、この事はよく当業者にも注意するのであるが駄目だ云々と、真逆に町会議員の肩書を有するだけ、丹君の話は重かった。

史料17 大正8年2月 豊浦町の最高漁獲者表彰式報道
（『いはらき』大正8年2月18日付）

豊浦最高漁獲

多賀郡豊浦町漁業組合にては十六日昨年度最高漁獲者表彰式を挙行したるが、受賞者は春職夏職共に鈴木貫一郎氏所有船々長長谷川金太郎なり

史料18 昭和16年5月 豊浦町の大謀網報道
（『いはらき』昭和16年5月24日付）

真鯛二千貫漁獲 多賀豊浦町大謀網で

多賀郡豊浦町川尻更生組大謀網漁業部では、廿一日夕刻真鯛二千七貫の漁獲があり、二万九千四百円に取引されたが、打ち続く豊漁に同町は頗る活気を呈してゐる

史料19 昭和17年5月 川尻の大敷網報道
（『いはらき』昭和17年5月8日付）

一と網に五千両 川尻の大敷網久し振の大漁

川尻大敷網が久しぶりの大漁、豊浦町川尻厚生組合経営の大敷網では六日朝網に中鯛二百五十貫、□四百五十貫、鯖三百貫、雑魚百貫、価格にして一網なんと五千円余といふ大漁を得て、久しく閑散を続けて来た同浜にドツと凱歌があがつた

史料20 昭和17年7月 川尻大敷網のブリ漁報道
（『いはらき』昭和17年7月19日付）

鰯二万本の大漁 川尻の大敷一と網で三万両

最近不漁続きで青息吐息の体であつた豊浦町川尻、厚生組大敷網事務所では、十七日の朝網になんとブリが一万本、金額にして金三万円の大漁獲を占めた、水温も潮流も順調、引続いて大漁を期待されてゐる

史料21 昭和20年7月 川尻大謀網漁報道
（『いはらき』昭和20年7月1日付）

川尻浜豊漁を期待

多賀郡川尻浜の大謀網は昨今漸く鯖の本漁期に入り、連日相当の水場を見てゐる、平目は相当の漁□だが、鯖は尚早の模様、五月二十五日投網以来一ヶ月間の成績は鯖を頭に□十万貫、三十万円に達し、今年も亦昨年同様の豊漁が期待されてゐる

（3）振 興

史料22 慶応4年5月 鯉船渡世人他参に付鯉船・網蔵等封印取除願書
（川尻 蛭田家文書）

乍恐以書附奉願上候事

川尻村・次郎左衛門

右之者連年鯉船渡世仕居候所、先達て中他参致候ニ付土蔵・網蔵等迄御封印ニ罷成候段甚に奉恐入候へ共、此度鯉舟乗立ニ指懸、右当人他参致居候仕末ニては前年御拝借等も多分相見候得共、御返納向ニも指支、尚又水主之もの者十人程有之候所、此者指懸難渋相見申候間、乍恐右鯉舟親類藤左衛門へ御任ニ相成候様奉願上候、且当人所持之水車連御封印後ハ休メ置候へ共、万一御筋ニも相拘り候様ニては乍恐 御役所様え相対し奉恐入候間、右両様共藤左衛門方へ被仰付候ハ、多分之御拝借も此先キ為行届可申候間、何卒非常之御賢察ヲ以早速御聞濟被仰付候上は、莫太之御

慈悲当人は不申上ニ村役人之我々迄一同難有仕合奉存候、
仍て如件

右村庄屋
橋本次郎衛門 印
慶応四年
辰五月
舟庄屋
蛭田 次兵衛 印
与頭
長 石 衛 門 印
与 右 衛 門 印
七 右 衛 門 印
常 三 郎 印

御 郡 奉 行 所 様 上

史料23 明治2年4月 川尻村新平ら二十八人鯉舟・磯
業乗立金差支えに付拝借金請書
(川尻 蛭田家文書)

御拝借仕候御金之事

壹割中途
一 金百三拾五両也
但納訳 八月
九月
川尻村
鯉舟持共
新平等
廿八人

右者鯉舟磯業乗立金ニ差支奉歎願候処、格別之御仁恵ヲ以
早速御済口被仰付、前書之御金御拝借仕候所実正ニ御座
候、御返納之儀ハ期月定日聊無遅滞我々とも取扱御上納可
申上候、則村役人連印之一札奉指上候、仍而如件

右村
庄屋
蛭田太郎兵衛 印
舟庄屋兼務
丹 金 作 印
与頭
松本 長 衛 門 印
同
落合 与 衛 門 印
同
桜山 恒 三 郎 印
同
蛭田 保 兵 衛 印

東
民政方御役所様
上

史料24 明治3年5月 川尻村鯉舟乗粮米差支えに付上
納米代金納請書
(川尻 蛭田家文書)
御払申請手形之事

金拾両ニ付粳五俵御直段
一 粳 貳百五拾俵
代金五百両也
納訳 金貳百両也 五月納
同三百両也 六月納

右ハ鯉舟乗立粮米ニ指支、前書之俵数御払申請候処実正ニ
御座候、御上納之儀ハ前件之通期月定日聊無遅滞御上納可
申上候、仍而如件

明治三年巳五月
川尻村
庄屋
蛭田 太郎兵衛
与頭

松本 長右衛門
同
落合 与右衛門
同
桜山 恒三郎
同
蛭田 保兵衛

東
民政方御役所様
上

史料25 明治42年2月 漁網用麻糸燃伝習会創設報道
(『いはらき』明治42年2月26日付)

漁網用麻糸伝習会創設

多賀郡豊浦町漁網用麻糸伝習会は町長大津博、豊浦支部長
篠原房二の二氏発起となり、全町有志家の賛同を得て、本
年一月初旬より之れば設備に奔走し居たるが、此程漸く必
要器具其他諸般の設備も整頓し、先頃より工女十数人を募
集し、製作上の伝習を開始したり、今同会創設の旨趣を聞
くに、右は森前知事の置土産とも云ふべきものにして、昨
年二月全町漁業組合が最高漁獲者に対し賞品を授与せし
際、森知事臨席して全町本町通り及び海岸通りを巡閲した
る結果、当時の支部長山形氏並に大津町長を招き、漁民の
妻女にして空しく遊怠に流れ居るは漁業の発展は勿論一町
生産の上より見るも甚だ遺憾なれば何等かの職業を与へて
相当の労銀を得せしめざるべからず、諸君にして奮つて其
方法を講せば、県も亦相当の補助を辞せざるべしとありし
より、爾来大津町長は百文苦心の結果、漁村として尤も適
切なるは漁網用麻糸燃事業に若かずとなし、有志と謀りて
爰に本会の設立を見るに至りし由にて、同会は差当り伝習
生として満十三歳乃至十七歳迄の子女を募集し、機械の運
用並に其取扱等を習得せしめ、其熟達を得て更に一大会社
を創設するの計画にて器械は僅かに五台を購入せしに過ぎ
ず、目下の伝習生は満十二歳乃至十五歳迄の少女にして就
業以来僅々十数日に過ぎざるも、技術の進歩著しく、殊に
流網用燃糸の如きは頗る見るべき成績を現はしたり、工場
は当分同町助役篠原氏所有の長屋二棟を以て充用し、同氏
は専ら監督の任に当り居れりと

史料26 明治42年5月 漁網用麻糸の販路調査報道
(『いはらき』明治42年5月6日付)

豊浦麻糸の販路調査

本年一月の創業に係る多賀郡豊浦町漁網用麻糸製造業は目
下燃製器十台を据付け、工女十五名を養成し居るが、技藝
の練熟著しく見るべき製品を出すに至れるを以て、同町助
役篠原房二氏は右製品の販路調査の爲め此程出県打合せの
上磯浜町水産組合支部を訪ふて製造麻糸の試用を請ひ、そ
れより湊、平磯、磯崎等の当業者と会見し、更に久慈、水
木、河原子各支部を歴訪しつつありと、因に同工場製造麻
糸の原料は本場野川麻を用ゐ、腐朽を防ぎて保存に適する
のみならず、其燃合度合及び緩急は使用者の任意に従ひ如
何様にも製造し得るの便あり、目下流網期に際せるを以て
専ら流網用麻糸を製造し居るも漸次規模を拡張し、生産額
を増加すると共に価格を引下げ一般当業者に満足を与ふる

方針なりと云ふ

史料27 明治43年3月 豊浦町水難救助組合の発会予測
報道 (『いはらき』明治43年3月1日付)
水難救助組合の着初

多賀郡豊浦町水難救助組合会の組織以来大にこれを拡張し、地方有志の寄付と各船主の醵金とに依り消防組の組織と少々等しき制度となし、組頭以下四十二名に対し丸に救の印ある法衣を作成し、発会式に於て授与する都合ありしも、去る二十四日は漁業者一般休日ありしを以て水夫等の敬神を利用し、遂に深き組員四十二名に該法衣を着せしめ各神社参拝せんと意気込みありしも、僅りに二十四日は着初のに止め、同会の発会式は四十二年度最高漁獲者優勝旗授与式確定次第同時に挙行することもありたりと

史料28 明治45年5月 豊浦町石油発動機船竣工予測記
事 (『いはらき』明治45年5月1日付)
豊浦の石油発動機船 遠洋漁業に使用す

多賀郡豊浦町大字折笠漁業船主鈴木貫一郎は、同地に石油発動機付漁船の必要を認め、久しき以前より之れが新造の宿志ありしが、愈々去月上旬より新造に着手し、既に船体の構造は八九分通り進捗したれば、本月上旬中には船体の竣工を見るに至るべしと、而して同船には十馬力石油発動機を据付け、遠洋漁業に従事する計画なりと

史料29 明治45年5月 豊浦町石油発動機船試運転報道
(『いはらき』明治45年5月15日付)
石油発動機船試運転

多賀郡豊浦町鈴木貫一郎の購入せる十馬力石油発動機漁船は、昨日正午同地海岸に於て試運転をなしたるが、別に故障もなく航行したり、何しろ同地方にては珍しき漁船故来観者頗る多く、時ならぬ賑ひを呈せり(川尻電話)

史料30 大正元年8月 茨城県下漁船発動機据付進展報道
(『いはらき』大正元年8月24日付)
県下の改良漁船 続々改造せらる

本県沿海漁業者は在来の鰹漁船を改造して石油発動機を据付くるに至りしが、本年の如く鰹の漁獲少なき時に際し、若し在来船にのみ依頼せば近県の発動機漁船に漁利を壟断せられ、只々袖手傍観するの他なきに陥りしやも計られざりしが幸ひにも平潟二隻、大津一隻、豊浦四隻、会瀬一隻、久慈二隻、磯崎二隻、平磯四隻、湊四隻、磯浜二隻、都合二十二隻の改良漁船は日夜近海に活動しつゝあるを以て多少の漁獲を見居れり、而して六月以降今日迄漁獲ありしは多賀郡豊浦町佐藤寅之介氏の館山丸二千八百円、鈴木貫一郎氏の家嘉丸二千五百円、平潟町鈴木竹二郎氏の海王丸二千元、根本与一氏の日本丸千二百円、久慈町山熊熊之助氏の第一豊丸二千三百円、第二豊丸千八百円等最も多き部分なるが、改良漁船の内にては僅々五六円に過ぎざるものあり、以て如何に不漁続きなるかを卜するに足るべし、県下漁業者の内目下発動機据付中なるは久慈三隻、豊浦二隻、其他三四隻にして、尚ほ改造の準備中にあるもの数名

あるが、現在の状況より見れば新潟式の発動機多く好成績を示し居れる由にて、尚ほ豊浦町鈴木貫一郎氏は十馬力の石油発動機漁船家満嘉丸も速力の関係上漁場に活動するを得ざるを認め、今回復等十五馬力に据替へ二十一日漁業組合役員乗組み試運転を行ひたる結果成績良好なりしを以て直ちに漁準備を整ひたりと

史料31 大正元年12月 発動機船の普及報道
(『常総新聞』大正元年12月18日付)
発動機船の競争 秋刀魚の一因

石油発動機を漁船に使用し始めたは模範船筑波丸を以て嚆矢と為せども、一般漁船に之を使用し始めたは今春以来のことに属し、最初は池貝鉄工場の発動機を平磯、磯崎等の漁船二三艘に据付けたるに過ぎざるも、是等漁船が出漁の結果は成績良好なるものあり、従つて漁業者間の大問題と為り、何れも之が据付を希望するに際し、池貝鉄工場は特に運動員を三浜に派遣し、湊、平磯等には之が運転手養成所を設けて盛んに器械売込みの運動に着手し、大阪、静岡等の清水鉄工場に於ては磯浜町の大山仙吉氏と特約して又盛んに三浜地方に売込みを運動し、新潟鉄工所に於ては川尻町篠原房次郎氏を特約人として又盛んに運動を開始したれば、石油発動機の売込みは自然各漁村を通じて競争の姿と為り、八月以来新に発動機を使用する漁船数十艘を見るに至り、是等漁船が遠海に出漁せる結果は即ち此秋以来引続きて秋刀魚の大漁を見るに至りし原因にして、目下何れの漁夫も石油発動機船の便利を感知し、普通の漁船には容易く乗込むことを肯ぜざるの姿なれば自然漁船の改良は期せずして実施せらるゝに至るべしとのことなり

史料32 大正2年6月 豊浦町御番山町有林の保安林編入運動報道
(『いはらき』大正2年6月5日付)
川尻浜の魚付林 御番山保安林編入

多賀郡豊浦町大字折笠字御番山町有林は、従前一丈余の松樹鬱蒼として繁茂せる当時は、同町地先に鯰の来遊を認め、地曳網の如き三四張を所有したるものあり、年々多獲ありしも、近年之を濫伐したる為め、山上一株の樹立を認めず、今日にては一尾の鯰すら漁獲し得ざるより、地曳網は全然廃業するに至りしを以て、漁業組合にては役場と協議の上大字川尻字二林山へ魚付林(うをつきりん)として松の殖林をなすこととなり、継続事業にて数十万本を移植し、稍々旧態に改め来り、本年の如き近年になき豊漁にて数張の地曳網業者を出たるが、右御番山は近海十数里内に出漁中の漁船は必らず此山を以て陂山とし、日立村大字滑川の倉掛山、黒前村大字高原の堅割山、豊浦町大字砂沢の石尊山及び御番山とを見通し、縄漁業者が漁場を知るの目標となすものにして、四十四年一月より山上に千燭光の白熱灯を建設し、航路標識に便宜を与へつゝあり、殊に同地先の海中に土砂を注入するは魚族の来遊を妨ぐる一因なれば、禁伐の必要を認め、今回保安林編入の手續に及ぼんとするものなりと

史料33 大正2年7月 漁船補助機関据付けのための勸業資金貸下報道

(『いはらき』大正2年7月9日付)

勸業低利資金貸下

多賀郡豊浦町大字川尻鈴木彦八氏外二名は四百円、柴田要蔵氏外二名は二百円、鈴木菊松氏外二名は二百円、大津町山県清松氏外二名は三百円の勸業低利資金貸出を出願中の処、昨日知事の認可を経たるが、大正三年より四ヶ年償還にて補助機関据付に使用し、山県氏は新造する筈なり

史料34 大正6年9月 多賀郡漁業組合長会議報道

(『常総新聞』大正6年9月5日付)

多賀漁業会議 附描布解禁問題

多賀郡漁業組合長会議は三日午後一時より郡会議事堂に於て開催、河原子を除き十一組合長出席、県よりは小泉属、郡よりは内藤郡長、石堂、皆川両郡書語を随へて臨席し、内藤郡長議長席に着き一場の挨拶を述べて直に協議に移り、逐条討議の結果左の如く決定し、次で懸案たりし掲布万鋏蒞り禁止解禁問題は専用漁場拡張の確定せぬ内は解禁せざる事に決議し、午後六時閉会したり

(一) 漁業組合講習会は毎年一回三日間開催し、其の時期は県及郡の指定に拠ること (二) 鰹節製造伝習会は明年度は河原子に開催 (河原子にて辞退の時は大津町)

(三) 石油発動機々関手養成講習会は六年度事業として翌七年十二月頃河原子に開催 (辞退の時は豊浦) (四) 漁業組合地先専用漁場拡張は各組の入漁関係を協定し、各組合にて異議なき時は農商務大臣に出願の事、本件は主として掲布漁場にて入漁関係は、坂上浜へ河原子・久慈、河原子浜へ坂上・会瀬、会瀬浜へ日立・河原子、日高へ日立、日立へ会瀬・日高、豊浦へ伊師浜、伊師浜へ豊浦、高戸へ磯原・大津、磯原へ大津、大津・平潟なし (五) 諸問案本郡水産業奨励上必要の施設は追つて答申する事

史料35 大正8年1月 アワビ・カジメ盗採防止看守人委嘱報道 (『いはらき』大正8年1月31日付)

鮑・掲布看守人

本県にては大津町、豊浦両町に於ける鮑・掲布成長度試験場盗採取締の爲め左の看守人を嘱託したり

大津町 小松太郎吉、鉄彦松、鈴木篤造、永井寅吉
豊浦町 渡辺寅吉、黒沢勇太郎、大内博

史料36 大正12年12月 遠洋漁業対応の県施策報道

(『常総新聞』大正12年12月9日付)

漁業開発のため 中堅漁業家を養成

本県に於ける沿海漁業の状況を見るに発動機漁船は二百七十四隻にして、磯浜三十二隻、湊七隻、平磯十隻、久慈三十八隻、高鈴村六隻、豊浦四隻、大津二十隻、平潟二十二隻、波崎七十隻で、機汽底曳網数は二百七船である、漁獲物は鮪、鰹、秋刀魚、鰯、鱈、鯛、かれひ、ほうぼう、方頭魚、鮑、蛤、姥貝、たこ、昆布、和布等が主なるもので、この年産額も五百万円を越えてゐる、尚製造魚類も二百万円を越えてゐるが、千葉、福島、宮城、岩手の隣接各県に比すれば其の遜色を見られてゐる、殊に遠洋漁船は政府が

補助金を交付し、建造を奨励してゐるけれど、本年は僅二隻の建造あつたに過ぎない、県はこの不振の漁業を振興し、県産業を開発せんとしてゐるが、適切な方法も認められてゐないのである、これを放任し置かば漁村は廃滅の憂ひがあるので、極力救済を意味した奨励方針をとつてゐる、就中遠洋漁業に於ける経済的多様法及びこの供給方法又は製造方法を改善して漁業発展を期するため、県水産試験場では来年一月八日より三月三十一日迄中堅漁業家を養成する漁業伝習会を開催する予定で、各沿海漁業に希望者を募集してゐる、尚この期を利用し三種運転士養成の船舶職員講習会を開催する筈である

史料37 大正13年10月 県下漁船の小型化傾向報道

(『常総新聞』大正13年10月11日付)

小型漁船と漁業経済の関係 大型より小型漁船へ一般漁村に現れた新傾向

本県に於ける小型発動機船は現在三十五隻に達し、将来の増加見込み数約二十隻にして小型船に三馬力、五馬力、六馬力、八馬力、十馬力位の発動機を据付け、漁船に依り五六人乃至十二三人の漁夫を乗込ましめ、鰯刺し網漁業を主とし、其の他鯛、ひらめの延縄、一本釣等沿岸漁業に従事しつつある、之等の漁船は帆又は艀を以て出漁したるも、動力の利用に依り漁場往復の時間を短縮し或ひは天候急変の際避難等に至便なるため漸次増加の傾向にあり、尚近年は沖合漁業不振にして漁夫の収入不確実の爲め幾分資力ある者の内には自ら小型船を経営する者を見るに至つた、各浜に於ける小型漁船の数を挙ぐれば

	数	馬力		数	馬力
磯浜	七	五—八	磯崎	七	三—五
河原子	二	六—十	会瀬	二	八—十
日立	一	三	坂上	一	六
日高	一	三	磯原	二	五
大津	一〇	三—一	平潟	一	三

にて主なる漁撈は鰯刺し網、鯛釣り、採鮑、曳船網、さんま流し網、小目流し網、鰹釣等で、然して小型発動機船の増加が漁業に及ぼした影響は、第一に大型漁船の漁夫より比較的收入の確実なるため小型漁船の漁夫又は船長に転任する者を生ずる傾向で、現在に於ては未だ憂慮する程度に達しないが、今後多きを加へる場合は漁夫の雇傭上多大の影響あるべく、第二は発動機利用に依り遭難を減ずる傾向で、第三には小型発動機船の利用に伴ひ帆船時代と異なり漸次其経営資本化するを以て他人『魚商人及漁具船具販売者』より仕込みを受け経営する者の増加する傾向で、故に好漁の場合は左程苦痛を受けないが、一旦不況に陥りたる場合には却つて沿岸漁業の疲弊を招来すべく観測される結果、資金融通の途を開き又は漁船利用上遺憾なき指導するの必要を認められる

補遺 昭和10年11月 川尻漁民の青森県漁場出漁報道

(『いはらき』昭和10年11月16日付)

往け三陸漁場へ 出稼漁夫に助成金

県沿岸四十里の近海漁業者は近年來沿海魚族の減少により不漁を嘆き不振の状態にあるが、県ではこれが打開策とし

て三陸沖合漁場への出稼ぎを奨励し、助成金を交付することになった

豊浦町第一更生丸、福井丸、遠栄丸、山二丸、小松丸、新誠丸、更生丸、末栄丸の八漁船は今夏以来青森県沿岸の平目、鯛等雑漁出稼ぎをなし帰港したが、何れも豫想以上の好漁で県内船の出稼ぎには絶好の漁場とされるに至ったので、それぞれ助成金を交付し、更に同方面への出漁を奨励する外

他浜漁船に対しても勧奨する方針で県下小漁業者の北洋躍進として期待されてゐる

史料38 昭和14年7月 豊浦磯の掃除報道

(『いはらき』昭和14年7月3日付)

近海魚介類増殖に新装置の岩面搔破機を使用 豊浦の磯掃除施行 海中保安林造成計画

多賀郡豊浦の所謂「磯掃除」は県水産課並に地元漁業組合の手によって今三日午前十時から施行されるが、この磯掃除は近海魚介類の増殖に資するため、その増殖に障碍となるものを除去し、併せてカレイ、ヒラメその他の磯魚やアワビ、カキその他のため海中保安林を造成して棲息繁殖を助けやうといふのである、本県における産額はカレイ□年額約七万五千円内外、アワビ同十万円内外、カキ同三万円内外で、水産課では豊浦はじめ磯崎、平潟、久慈、磯浜等の磯掃除を順次施行して、水産茨城の名声を挙げやうといふのであつて、今回陸上操作岩面搔破機(電気装置)を購入して、その試運転を兼ねて約八百町歩にわたる磯掃除をなす訳である、このため同課遠藤技手は二日打合せのため豊浦町に赴いたが、この岩面搔破機は、本邦では高知並に東京府大島分場に常備されてあるだけで本県では更に二台の船用搔破機も所有してゐるなど心強い限りである、これと同時に海中への汚水流入の影響等も詳細なる調査が続けられ、魚介類保護施設の万全を期することになるから、その成果については沿岸漁民の期待はすばらしいものがある

此の岩面搔破機の能率は一時間約三十五坪、一日四時間の作業として、一日約百四十坪の磯掃除をなし、其の経費は一坪当り僅々二十一銭四厘であるに比して磯掃除後の漁獲は数倍に達することになる

(4) 漁港整備

史料39 明治43年9月 豊浦町漁港築港陳情報道

(『いはらき』明治43年9月27日付)

豊浦築港陳情 昨日出県坂知事に面陳

多賀郡豊浦町漁港築港に就いては、昨年六月本県土木課より藤崎技師出張調査したるが、漁港としては頗ぶる有望にて且つ同地点に必要なを認め居りしも、未だ築港の運びに至らざるより、同町民は再三出県して陳情する所ありたるも、毎時要領を得ずして引返たるが、同町長桜山寿一、同町漁業組合理事鈴木貫一郎、篠原房二の三氏は町民を代表し昨日出県坂知事に面会し、一刻も早く其の運びに至らん事を陳情する所あり、知事の意見としては今回の水災に際し諸般の県費を要し、且つ同港築港費としては七万円なるも、僅々七万円の軽費にては恰かも七万円を無益に海中

の放棄するが如きものにて、到底好果を奏す可きにあらざれば、同港が有望ならば夫れだけ完全の築港を為さざる可らざるを以て、将来適當の時機を見計らひ、経費の如きも尚一層増加して築港に着手する方利益ならんと云ふにあり

史料40 大正2年3月 豊浦町避難港設置運動報道

(『いはらき』大正2年3月9日付)

豊浦港急設運動

多賀郡豊浦町にては漁業組合の希望に基き同町地先に避難港を設け、高戸沖の漁業を発展せしむる為め、避難港急設期成同盟会を組織し、七日篠原房二氏其他の有志等請願書を携へて出県し、根本代議士同道、岡田知事に面会せんとせしも上京不在の為め木間瀬内務部長を私邸に訪ひ、縷々陳情する所あり、其より停車場前旅館太平館に於て運動方法に就き協議を為し、根本代議士は岡田知事を其の旅宿日本橋島屋に訪ふて、本県漁攻上の意見を叩き、該避難港急設を説くことを約して昨夜急行列車にて帰京し、有志等は昨日磯原築港の状況を視察したり

史料41 大正3年3月 川尻浜管磯築堤工事県費編入陳

情報道

(『いはらき』大正3年3月28日付)

川尻浜築港陳情 管磯一帯県費編入

豊浦町大字川尻沿岸は四十二年中県技手の実測に基き同年度の県会に海岸一帯を県費所属に編入し、港湾築堤の議を陳情したるに、当時県会は満場一致を以て採択したるも実行の運びに至らざるより、同町会は今回決議を以て大正四年度に於て同浜管磯地先の築堤を実行されたき旨昨日陳情書を提出すると共に、多羅間郡長、大津町長は東園内務部長を訪問したるが、其陳情の要旨を聞くに、川尻沿岸中管磯は天然の防波堤をなし居り、其内側は潮流常に外面に排出するを以て従来水尋深く漁船の出入頗る利便なりしが、近時潮流変化を呈し、外側の波浪常に同磯を奔越し来り、其都度土砂を置き去るを以て、大字折笠方面の渚は漸次面積を減縮し、管磯湾は埋没せられて遠浅となるより従つて現時各漁浜が競ふて石油発動機船及び打瀬漁の漁法を行ふに拘はらず、川尻浜は之が為め充分の発展を為す能はず各地の成績に比し甚だ遜色あるも、今若し管磯一帯を県費所属に編入し築堤を施行するに於ては常磐三大漁場の名称に恥ぢざるに至るのみならず、一朝暴風雨等に遭遇する場合、南は会瀬、湊、磯浜、北は高戸、大津、平潟の諸港に避難する事なく、本県沿岸中央なる川尻港に安全避難するを得べしといふに在と

史料42 大正3年3月 川尻港修築工事県費編入予測報

道

(『いはらき』大正3年3月29日付)

東海三港の修築 明年度県費編入説

本県沿海各漁場は年々競ふて石油発動機及び打瀬網の漁法を採用し、互ひに漁獲成績の遜色なき事を期しつつあるも、漁港不完全の地方にては十分の成績を挙げ能はざるのみならず、遠海漁業の際暴風雨に遭遇するも避難し能はず、往々転覆漂流の難禍に罷るの虞れあるより各漁港皆な港湾の修築を熱望すと雖も、莫大の経費を要するを以て如

何とも為し能はず、わづかに県費補助を仰ぎて姑息なる防波堤築造等を為すものあれども、過重なる町村費の負担の為め其れすら十分ならず、折角の工事もある効果なきもの多く、漁業の発展を阻害すること甚だしきを以て、本県には既に磯浜、湊、平潟、磯崎、大津を県費所属港に編入して築港工事を完成し、若くは作業中に在り、又た明治四十二年の県会にて豊浦町川尻浜の築港申請を満場一致にて採択したるが、昨年来久慈及び平磯の築港につき同地方人は躍起となりて県費所属編入方を運動中にて、県会議員及び本県当局に於ても漁業発展を期する上に於て意見一致するものあれば大正四年度に於て平磯、久慈、川尻は県費所属港に編入さるゝに至るやも知れずといふ

史料43 大正3年9月 川尻漁港築港工事県費編入陳情
報道 (『いはらき』大正3年9月10日付)
川尻築港陳情

多賀郡豊浦町川尻漁港は有数の良港なるも、風浪の為め海底の異動甚だしく船舶の出入自由を欠く事多きを以て、過般同町にては郡費所属港に編入されたき旨陳情し、県庁にても当時技術員を派遣し、築港に関する一切の測量を了したるが、昨日藤尾郡長、大津町長、桜山町会議員外三人出県し、岡田知事、山口土木課長に面接の上、県費を以て至急築港着手ありたき旨陳情し、更に今秋の県会に対しても運動する筈なりと

史料44 昭和7年7月 豊浦町漁船溜竣工予測報道
(『いはらき』昭和7年7月31日付)
豊浦町漁船々溜 いよいよ八月上旬竣工

多賀郡豊浦町にては工費三万七千余円(内地元負担一万三千円)を以て漁船溜を建設すべく東京清水組請負のもとに本年三月十七日着工したが、工事進捗し目下湾内浚渫中にて八月上旬竣工する筈である、然して同船溜りは南部突堤百二十四メートル、北部突堤五十メートル、浚渫総面積二千四百七十五平方メートルにて、竣工の暁には大型漁船の入港も自由に理想的のものであり、県内は勿論近県沿岸漁船の出入頻繁を見るべしと

史料45 昭和21年7月 農林大臣・茨城県知事宛豊浦漁港設置願書
(川尻漁業協同組合)
控
昭和二十一年七月十日

茨城県多賀郡豊浦町
豊浦町々長 日渡和一郎
全
豊浦町漁業会長 大坂 凱一

農林大臣 和田博雄
茨城県知事友末洋治 閣下
豊浦漁港設置方御願

茨城県は寒暖両流に恵まれ、且百尋線遠く沿岸二十哩の沖合に達し、その抱合する魚種の多様なこと及漁場の海岸線に比し広汎なることは全国にその比を見ない所であり。しかも大消費地たる東京及横浜等に近接し乍らも、その漁業に着目さる可きものを多く有せないのは、種々その原因

を数へられますが、就中海岸線の単調に起因する漁港の不完全に第一指を屈しなくてはなりません。その故、あたら好条件に恵まれ乍ら、遠距離を航走して他県の港へその漁獲物を水揚げし、鮮度の不良及燃料並時間の空費にあたら漁期を逸し、或は暴風雨に際会しては入港困難に依る避難の時期を失し、貴重なる人命と船体等を海神の犠牲に供する等その国家的社会的損失は図り識られぬものがあります。

即ち航洋漁船を五拾噸級以上とすれば、現在当県に於て如何なる暴風雨に際しても安堵して入港し得る港は一ヶ所もなく、川港に就ては、利根川口の波崎(銚子港)、那珂川口的那珂港及磯浜内港、久慈川口の久慈浜等総て東及東南暴風雨にはその間口を波浪に閉塞せられて、多大の危険を冒さねば入港為し得ず、他の磯浜外港、平磯、磯崎、会瀬、大津、平潟等総て同断であります。

勿論其の他は論外であります(別図第一参照)当、豊浦港は現在一部防波堤を有しますが、当初の計画の杜撰に起因し、殆んど其の用を為さず、徒らに無用の長物觀を呈しております。然し乍ら此処に注目を払ふべきは、当港は大柵と称する濤を有し、如何なる暴風雨にも波濤砕けず、一人乗り伝馬舟さへも容易接岸し得る好条件を具備して居り、依て港湾加工の如何に因つては太平洋岸中屈指の良港たるべき素質を充分有して居る事は幾多当地古老の言に徴しても必成を期して疑はぬものがあります。

依て目下港湾協会に委嘱し、詳細なる築港計画を立案中であり、不日御高覧に供し御批判を乞ふ次第にはなつて居りますが、取りあへず別添第二図の如く概要計画を提示致しまする故、当路に於かれましても地方の利害に非ざる国家的事業として、平和日本建設の為の食糧増産の見地からも且は現下の失業対策の観点よりしても、豊浦港建設に協力御推進御支援あらんことを切願して止まぬ次第であります。 以上

附記

一、同意の文書農林大臣和田博雄

茨城県知事友末洋治 閣下宛

提出致しました。

二、参考として当豊浦地先の鰯揚繰網漁場としての重要さを別表に掲げました。

別図 第一 [略]

別表 鰯揚繰網漁場別統計表 [略]

史料46 昭和21年8月 聯合軍総司令部宛川尻港設置陳情書
(川尻漁業協同組合)

茨城県川尻港設置陳情書

聯合軍総司令部御中

茨城県多賀郡豊浦町川尻

豊浦町々長 日渡和一郎 印

豊浦町漁業会長 大坂 凱一 印

食料事情、失業対策の観点から港湾土木事業の必要があります、就中当茨城県川尻港は別記の様な諸条件に最も適合したものと存じ、その設置方に付格別の御尽力下されんことを切願し、此に陳情いたします。

川尻港修築の諸条件

第一 地理的条件

1. 茨城、福島両県を通じ良港に乏し、即犬吠崎以北銚子港から宮城県塩釜港迄の間荒天時安全に避難出来得る良港皆無の現状なれば、その中間に位する川尻港の修築は地理的に必要なり
2. 川尻港を中心とした沖合は遠浅にて各種回遊魚類の産卵に最も適し且季節的に寒流及暖流の交流を見、其の魚種も多種にして豊富なり、それがため定置漁場として好適のみならず揚繰網漁場としても沿岸漁船の多くがほとんど川尻港沖合に集り、その漁獲を上げつゝある状況なり

第二 地形的条件

1. 別添安藝博士の調査の如く海底構造は主として岩盤なれば、浚渫部が尠く、加ふるに加工が容易に実施し得る
2. 別添計画設計図に見る如く背後岸が断崖にて埋立用地に他処より運搬するの要なく、又背後地たる川尻平野は其面積約二百万平方メートルあり、陸上諸施設をも充分収容し得るに足るものなり

第三 人文的対策

1. 失業対策
 - イ. 川尻港修築に要する人員は概数一日約一五〇人にして、之に要する人員を救済し得る（五ヶ年平均）
 - ロ. 川尻港完成の暁には必然的に漁船数は増加し、それに要する就業人員は別表の如く歴大なる数に達し、豊浦町は勿論近隣村に至るまで大なる好影響を与へ得るものと確信す
2. 食糧問題の解決
別表の如く必ず漁獲高の増加を招来し、現下の食糧事情及将来への食糧増産に多大なる貢献をなすものと深く信ず

犬吠崎、塩屋崎間各港直距離料程表〔略〕

川尻浜漁獲高一覧表（昭和17年～昭和21年7月末）

〔表 別掲1〕

修築計画概要

工学博士 安藝杏一

第一 修築計画の説明

一、港湾用地の埋立

十王川河口右岸の砂浜より略東南東の方向に別紙図面に示すが如く長平均五百十米、巾平均八十九米、面積約四万五千平方メートルの港湾用地を干潮面上三米に埋築す、当地方の干満両潮位差は約一米半なるを以て埋立地の満潮位上の高さは約一米半なり、埋立地の北岸其延長五百四十米は十王川の右岸堤に兼用し、南岸四百七十米の内三百米は港内に面し、更に其内二百米は水深干潮面下三米の岸壁を築造して百屯型の漁船の漁獲物陸揚げ並に出漁準備用岸壁に充て、残りの百米は水深一米の護岸を為し、漁船曳揚用地並に修理工場用地の護岸に供す

埋立地内には端部に施設する船曳場用地長百米を除き巾員二十米の道路を縦貫し、其両側に魚市場及其他の施設を適当に配置す、而して埋立地より省線鉄道川尻駅に至

る既成道路は都市計画事業として其幅員を十米に拡大し、路面は孰れも適当に舗装す、魚市場は差当り長百米幅三十米とし、漁獲物の陸揚げ運搬等に創意工夫を廻し、之が迅速処置に遺憾なからしむ

二、防波堤の築造

埋立地の海岸に図に示す如く東西両防波堤を築造す、孰れも二直線より成る屈折堤にして、其延長は東防波堤は三百五十米、西防波堤は三百米とす、両防波堤により囲まれたる水面積は約六万三千平方メートルにして、港内は干潮面下二米乃至六米の水深を有し、内水深三米以内の水面積は僅に七千平方メートルにして、全水面の一割一分に過ぎず、従つて毫も浚渫を加へずして三十屯以上の大型漁船に対し相当広き水面積を有する安全泊地を提供し得べし、又港内水底に露出する岩盤の面積は約一万六千平方メートルなり、西防波堤の内東防波堤は当地方の最悪風たる東南風に直面し、港内の平穏を期する上に最も重要な役割を演ずるものなるを以て其の構造を強固ならしめ胸壁により此高さを適当に高からしむる必要あり、港口は水深六米前後の個所に設置し、略西南に面せしむ、かくして当海面に起る最大波浪をして成るべく港内に侵入せざらしめ、同時にかゝる荒天に際し避難漁船の入港を成るべく困難ならざらしむるため少しく港口の幅員を広くし之を七十米とす、港内魚市場の前面には之と百米を隔て、長百二十米の波除堤を築造し、荒天に際し岩壁繫留船を掩護す、波除堤必要の程度に就いては防波堤築造後にあらざれば、之を確認するを得ざるを以て本堤は最後に実施するを得策とすべし

三、其他諸件

新港埋立地と不動岬丘陵地帯との間に幅五十米の水路を存置し、之を十王川の流末たらしむ、而して之が一石三鳥の利益を取得せしめ得るは已に述べたるが如し、十王川河口改修工事は本港改修工事とは別途に施せらるべきものなるを以て、其工事費は本予算には包含せず、本計画工事の全部を一括して実施するは望ましきことなるも、現在の経済事情より見て若し本港運営上当分支障なき範囲に於て其一部を第二期工事として本工事より省略することを得れば夫又本工事の実現及実施を容易ならしむるを得べし、かゝる意味に於て本港の工事を二期に分割し、第一期工事には埋立地の端部長百五十米幅八十米其面積一万三千平方メートルの埋立港内波除堤の築設及港内浚渫の殆んど全部を除外す

第二 工事施行期間及工費概算

現下の経済事情は工事用資材の確保を困難ならしむるを以て工事の期間を予定するは頗る難事に属するも、大体五ヶ年を以て施行期間とす、尤も着工後三年を経過すれば其一部を利用すること得べし

工費概算は九百五十万円にして其内訳左の如し

〔表 別掲2〕

川尻港修築工事計画資材調書

資材名	単価	数量 (第一期分)	数量 (全体)
-----	----	--------------	------------

石 材	立米	32,000	37,400
砂 利	〃	30,000	34,000
セメント	トン	7,500	8,400
鋼 材	トン	420	450
木 材	石	950	3,300
油 類	トン	125	145
石 炭	〃	750	900

漁船並漁夫の現況と完成後の対比

〔表 別掲3〕

既往5ヶ年平均漁獲高と漁港完成後の予定漁獲高

〔表 別掲4〕

〔別掲1〕 川尻浜漁獲高一覧表（昭和17年～昭和21年7月末）

	昭和17	18	19	20	21	平均
いわし	16,000	10,000	8,000	1,000	4,000	7,800
まぐろ	25,000	210,000	30,000	3,500	1,500	5,400
ぶり	52,000	33,000	45,000	5,000	40,000	35,000
さば	250,000	200,000	290,000	180,000	25,000	189,000
あぢ	75,000	80,000	115,000	50,000	5,000	65,000
たい	15,000	8,000	15,000	10,000	10,000	11,600
かれい類 平目	3,500	2,800	3,000	2,000	2,500	2,760
さめ類	5,000	4,500	6,000	3,500	1,000	4,000
あわび	5,000	5,500	5,000	2,000	2,000	3,900
海草	100,000	120,000	100,000	2,000	25,000	31,000
その他	35,000	35,000	40,000	20,000	25,000	31,000
計	581,500	708,800	657,000	279,000	151,000	

備考 昭和20年 空襲ニヨリ操業十分ナラザルタメ漁獲減

昭和21年 7月末現在

* 5ヶ年間総漁獲高 2,377,000貫 1ヶ年平均漁獲高 475,460貫

〔別掲2〕

種類	数量	単価	金額	摘要
東防波堤費	350米	9,000円	3,150,000	
西防波堤費	300〃	5,000	1,500,000	
岩壁費	150〃	5,000	1,500,000	
護岸費	540〃	700	378,000	
仮護岸費	310〃	1,000	310,000	
埋立費	115,500立米	10	1,155,000	埋立地面積三万三千平方米 埋立高平均三米半
浚渫費	300米	10	3,000	浚渫面積千平方米
機械器具費			1,000,000	
雑費・雑工事費			929,000	魚市場、道路、繫船浮、浮標及其他 の諸設備費含む
事務費			70,000	
合計			9,500,000	

備考 本予算は今後数年間に物価は安定し多少の低落を見るものとして編成せり、従って現在の物価を基

準として算出したるものより多少低廉なり

本予算は第一期工事費の概算にして若第二期工事の分をも併せ施行するものとすれば、総工費は一千一百万円に増加す

〔別掲3〕 漁船並漁夫の現況と完成後の対比

区別	現況		増加予想	
	隻数（隻）	人員（人）	隻数（隻）	人員（人）
釣小舟（1人乗1屯級）	77	77	77	77
〃（2人乗2屯級）	23	46	23	46
定置用専用曳船（45馬力20屯級）	3	150	3	150
全上運搬船（10屯級）	9		9	
小延縄船（6馬力5屯級）	20	100	40	100
潜水器漁船（15馬力10トン級）	3	21	3	21
底曳漁船（60馬力20屯級）	3	24	13	91
大縄漁船	—	—	10	250
揚繰漁業（60馬力30屯級）	—	—	40	800
計	138	418	218	1,535

〔別掲4〕 既往5ヶ年平均漁獲高と漁港完成後の予定漁獲高

	平均漁獲高						増加理由
	数量（貫）	単価（円）	金額（円）	数量（貫）	単価（円）	金額（円）	
いわし	7,800	11.05	86,190	1,500,000	11.05	16,575,000	揚繰20統新企業見込
まぐろ	54,000	34.00	1,836,000	100,000	34.00	3,400,000	大縄船（20トン～30トン級）10隻、新企業見込
ぶり・さわら類	35,000	34.00	1,190,000	150,000	34.00	5,100,000	小延縄20隻（8トン級）新企業見込
さば	189,000	17.00	3,213,000	250,000	17.00	4,250,000	定置漁業陸揚問題解決により増加見込
あぢ	65,000	17.00	1,105,000	80,000	17.00	152,000	全上
たい	11,600	42.50	492,000	30,000	42.50	127,500	底曳（小トロール）10隻、20トン級新企業見込
かれい・平目	2,760	34.00	83,840	30,000	34.00	102,000	全上
さめ類	4,000	17.00	68,000	50,000	17.00	85.00	大縄、底曳の新企業により
あはび	3,900	42.50	165,750	20,000	42.50	85,000	当浜より他港へ水揚げして居るものを収容の見込
海草	71,000	10.00	710,000	71,000	10.00	710,000	
其の他	31,000	30.00	930,000	250,000	30.00	750,000	
計	475,060	—	9,879,780	2,510,000	—	31,336,500	

（小木津 宇佐美家文書）

（5）漁場入会紛争

日高村漁業組合臨時総会々議録

史料47 明治41年9月 日高村沖合カジメ採取入会拒否に関する日高村漁業組合総会会議録

明治四十一年九月九日、日高村漁業組合臨時総会ヲ日高尋常小学校内ニ於テ午後二時開会、議長宇佐美吉郎日ク、去ル六日臨時総会ヲ開ク通知ヲ為シタルニ出席者定数ニ至ラ

ス流会ニナリマシタ、故ニ本日再度召集ヲ致シマシタ、本
日出席シタル者八十四名委任状ヲ差出シタル者三十名アリ
マス、今ヨリ開会致シマス

議長曰ク豫テ諸君へ御通知シタル本組合漁場ト隣組合漁場
ト入漁ノ件ヲ議ニ付シマス、宜シク御審議アリタシ

志賀国松氏曰ク、本組合ガ専用スル漁場ニテ第一搗布ノ
ミ、其他ノ採藻ハ実ニ僅少ノモノデアリマス、其搗布モ磯
が点々シテ居リ（タイダ）タケデアリマス、之レモ我々採
藻者ノ営業トスルニハ到底足リマセン、併シ日立組合ヤ豊
浦組合ノ漁場へ行キマシテモ風雨ナドノ時ハ折角出航シテ
モ空ラ戻リデ利益ガアラヌ故ニ私ハ自分組合ノ搗布デハ不
足デアリマスガ、其時ハ他ノ営業ヲスル心得テスカラ入漁
業ニハ反対致シマス

馬上亀吉氏曰ク、入漁ニハ反対テ、志賀国松君ノ説ニ大賛
成

矢吹秋太郎氏曰ク、他組合ノ漁場ニ態々出船シテモ風雨ナ
ドノ時ハ急キ帰舟スルコトガ度々アリマス故利益ノ見込ミ
ガ有リマセヌ故、志賀国松君ノ説ニ賛成ヲ致シマス

満場志賀君ニ賛成

議長曰ク、満場一致志賀国松君ノ説ニ賛成デアリマス、依
テ入漁セザルコトニ決シマス

議長曰ク、本組合事務所ヲ大字田尻千五百九十一番地ニ移
転シテハ如何、満場異議ナシ

御異議カナイト思ヒマス、移転スルコトニ致シマス

議長曰ク、議了致シマシタ、之レニテ閉会

午後五時十分閉会

明治四十一年九月九日

議 長 宇佐美喜郎
組合員 矢吹秋太郎
同 矢吹寅之介
同 馬上 亀吉

史料48 明治41年9月 日高村沖合漁場入会拒絶陳情運
動に関し弁護士との契約書

(小木津 宇佐美家文書)

契約書

漁場入会拒絶ニ関スル陳情書ノ起草其他拒絶ノ目的ヲ達ス
ル補助行為ヲ弁護士関信之介ニ委任シ、左ノ契約ヲ為ス

一 本件入会拒絶ノ目的ヲ達スル迄ノ補助行為ハ関信之
介之レヲ担当シ、其目的ヲ貫徹スベシ

二 本件ノ実費及報酬トシテ両組合理事ヨリ関信之介ニ
対シ左ノ如ク交付スベシ

金参拾円 現金

金貳拾円 入会拒絶ノ目的ヲ達セシ場合ニ之ヲ関
信之介ニ交付ス

右契約ハ必ス履行スベシ

明治四十一年九月三十日

伊師浜漁業組合理事 印
柴田五左衛門 印
日高漁業組合理事
宇佐美 吉郎 印
水戸上市裡五軒町
関 信之介 印

史料49 明治41年9月 日高村・櫛形村地先カジメ採取入
会拒否陳情書 (小木津 宇佐美家文書)
陳情書

茨城県多賀郡櫛形村
伊師浜漁業組合理事
柴田五左衛門

同県同郡日高村
日高漁業組合理事
宇佐美 吉郎

当組合ハ櫛形村ノ一部及日高村ノ一部ヨリ成ル漁業団ニシ
テ部落ノ地勢海ニ面シ、風砂ノタメ地味甚饒ナラズ、以テ
農桑ノ間兼テ漁撈ト採藻トヲ営ミ、僅ニ其足ラザルヲ補ヒ
来レル所謂半農半漁ノ寒村ナリシニ、頻年風浪荒騰シテ農
作ヲ害セシコト太ダシク、殆ント無収穫ノ惨状ヲ呈セシカ
バ、部落細民等ハ生業ヲ転シテ『搗布』等ノ海藻ヲ採取シ
テ『沃度加里』ヲ製造業者ニ販ギ以テ漸ク生計ヲ営ムニ至
レリ、此ヲ以テ当組合ハ漁業法ノ発布ト共ニ之レニ準拠シ
テ組合ヲ設ケ、地先水面ニ於テ採藻及漁獲ヲナスノ免許ヲ
得、安ジテ其業ヲ継続シツ、アル次第ニ御座候然ルニ隣村
豊浦、日立ノ両組合ハ自己ノ水面ニ於テ漁獲及採藻ノ免許
ヲ受ケ大小数多ノ漁船ヲ有シ、盛ニ其業ヲ営ミツ、アルニ
モ拘ラズ当組合ガ地先水面ニアル海藻ヲ濫獲ヲナサズシテ
毎期採取シ得ル程度ニ保護シアルヲ羨ミ、尚ホ此ニ入会シ
テ海藻ヲ濫採センコトヲ企テ、御庁ニ向テ当組合ガ徒ニ採
藻ヲ吝ムデ之ヲ腐蝕セシムルモノ、如ク誣ヒ、事ヲ構ヘテ
国益ヲ損スルモノナリトノ申立ヲナシタルニ、之レヲ誤信
セラレシカ当組合ニ対シ豊浦、日立ノ両組合カ入会ヲ容レ
サルハ徒ラニ『搗布』ヲ腐蝕セシメ国益ヲ損スルモノナレ
バ、彼等組合ノ要求ヲ容レ幾部ノ入会ヲ許容レサルハ畢竟
如上ノ理由ニ依ルモノニシテ、是ニ従ハンカ豊浦、日立組
合ノ如キ当組合ニ数倍スル当業者アリテ採取期ニ人ルヤ寸
時ニ濫獲ヲナシ、之ヲ採取シ尽セバ漁撈ニ移リ専ラ海産物
ヲ以テ其生活ヲ営ムト云フガ如キ、全ク当組合ト其営業ノ
趣ヲ異ニシアルヲ以テ自然『搗布』ヲ根絶スルニ到ルナキ
ヲ保セズ、是即チ当組合ノ存立ヲ危ウスルノミナラズ、又
却テ国益ノ根本ヲ没却スルモノニシテ、決シテ之ヲ許容ス
ベキモノニ非ズト認メシモ、総会ノ意見ヲ問フニアラズシ
バ確答スル能ハザル旨ノ答ヲ為シ、本年九月二日当組合ノ
総会ヲ開キシニ満場一致前述ノ理由ニ拠リ彼等ノ要求ヲ拒
絶スルノ決議ヲナシタリ、然ルニ豊浦町組合ハ是ヨリ前八
月卅一日付ヲ以テ当組合ニ対シ（地先水面専用漁業権入会
ノ件総会ノ決議ヲ経候ニ付、是カ出願ニ関スル要件御評議
致度、就テハ日高組合ト相謀リ一町ニケ村聯合組合理事
ニ於テ相開キ諸般ノ要件ヲ議定仕度云々、明後九月二日
午後二時迄ニ当組合ニ出頭相成度云々）ト照会シ来レリ、
然レトモ当組合ハ同日已ニ入会拒絶ノ決議ヲ為シタルガ故
ニ、是ニ応スル能ハサル旨ノ回答ヲナシタリ。彼等両組合
ノ入会ハ序上ノ如クニシテ、スル非望ノ要求ハ固ヨリ漁業
法ノ許サ、ル所ナレバ、特ニ意ニ介スルノ要ナギガ如シト
雖トモ彼等執拗ナル巧ニ虚構ヲ取テシ、或ハ御庁ヲ誤ラシ
メ、以テ当組合ノ既得権ヲ害スルノ虞ナシトセズ、而シテ
当組合ノ専用漁業権ノ免許ハ前既ニ沿革ニ明ニセル如ク他
組合ノ容易ニ侵シ得ベキ性質ノモノニアラズ、而モ彼等ガ

將シテ斯ル不法ノ出願ヲナスニ於テハ断然御排斥ノ御処置
ニ出デラレ度謹テ陳情仕候也
明治四十一年九月 日

右
柴田五左衛門
右
宇佐美 吉郎

茨城県知事森正隆殿

史料50 明治42年4月 伊師浜と豊浦の漁場入会紛争解
決報道 (『いはらき』明治42年4月28日付)
伊師浜漁権紛議解決

多賀郡豊浦町漁業組合対伊師浜漁業組合の伊師浜地先入漁
申請事件は、数年来の紛議にて、事は豊浦町漁業組合が古
来の慣行に因り伊師浜地先への入漁申請を農商務大臣に提
出したるに、伊師浜漁業組合は絶対に之を否認せる陳情書
を提出したるより起りしものなるが、先づ豊浦町の主張す
る概様を記せば、本県沿岸各漁場には従来一も専有漁場の
存置しある証蹟なく、伊師浜地先と豊浦町地先とは互に入
会し、海藻魚貝類の採取に従事し来れるのみならず、双方
の漁業者は先年組合を設けて知事の認可を受けたる事さへ
あり、又一町二ヶ村にて鮑採取組合を設立し、互に相入漁
すると同時に濫獲の弊を防ぐに努めたる事実あり、旁々豊
浦町組合員の伊師浜地先に入漁するは当然の権利のみと云
ふにあり、之れに対し伊師浜側は、成程豊浦町組合の発議
にて採藻組合の成立を見たる事ありと雖も、□は只形式上
其筋の認可を経たりと云ふに止まり、曾て其实行を見たる
事なく、従来豊浦町にて入漁したる慣行なしと駁し、互に
自説を固執して相譲らず、事体容易ならざるに至りしよ
り、県にても其儘に黙過し難く、屢々両組合長を召喚して
諭示する処あり、更に昨年十一月中旬佐々木技師同地に出
張し、実地調査の上双方を会して(一)海面波打岸より約
百間以内を以て伊師浜漁業組合の専有権とし、百間より先
沖合五百間迄を入会漁場と為す事 (二)豊浦漁業組合は
入漁料として一ヶ年二十円を伊師浜漁業組合に差出す事
(三)以上入漁申請書に調印する事との折衷案を提出せし
も、伊師浜側にて調印を拒みし為め不調に了り、爾來組合
の反目一層甚しきに至りしかば、山田多賀郡長は郡治上捨
置くべからずとなし、県当局者と打合せの上或は郡書記を
派して双方に説かしめ、或は関係町村長を招きて懇談する
等過半来百方斡旋の労を取れるが、其結果双方共漸やく折
合ひ、去る二十三日豊浦側よりは組合長篠原房二、委員松
木丑吉、桜山寿一の三氏、伊師浜側よりは組合長柴田五左
衛門、委員小室吉弥、根本兵二郎の三氏、川尻停車場前旅
館海月に会し、山田多賀郡長及び豊浦町長、櫛形村長立合
の上仲裁者たる山田郡長の提出せる左の協定案を承認して
無事落着を告げたりと

協定案

- 一 伊師浜漁業地先の中ドラク根磯の一部と供養塚磯とを
除き全部豊浦町の入会漁場と為す事
- 二 豊浦漁業組合は入漁料として一時金五円を伊師浜漁業
組合に差出す事

三 伊師浜地先水面慣行入漁申請書には伊師浜漁業組合長
は異議なく調印する事

史料51 明治44年7月 採鮑業者の南光貝採取をめぐる
紛争報道 (『いはらき』明治44年7月3日付)
多賀南光貝問題妥協

多賀郡に於ける南光貝採取出願者には、潜水器採鮑業者と
新規出願者となり、妥協纏まらざるより当局者にては双方
に許可するの止むなきに至りしが、廿九日鉄伝、根本竜四
郎の両氏仲裁の労を執り、従来の採鮑業者に採貝をなさし
め、新規出願許可者には採取貝に加工販売をなさしむる事
に妥協成り、採鮑漁者大坂辰之助外十九名、新規出願許可
者鈴木仙蔵外四名、高萩町松風館に会見し、無事解決を告
げたり

史料52 明治45年2月 打瀬網漁禁止陳情報道
(『いはらき』明治45年2月14日付)
恐るべき打瀬網 沿岸漁業者の大打撃

多賀郡沿海にて昨今他県地方より入込み出漁する打瀬網漁
船は海底に産卵する魚族迄も漁獲し、遂には或る種類を撲
滅するに至るべしとて、篠原豊浦水産支部長より此程該船
の出漁防遏につき、本県に陳情書を差出したるが、過般平
潟湾に避難して破壊されし三重県の漁船も此打瀬網を使用
するものなるに依り、魚族保護上何等かの制裁をなすにあ
らざれば、本県漁業者は大打撃を蒙るに至るべしと

史料53 昭和8年7月 小船漁業者の採鮑業への転換を
めぐる紛争報道 (『いはらき』昭和8年7月19日付)
井上署長等を中心に両組合の折衝開始 採鮑、小
船業両者の争ひ

多賀郡豊浦町川尻小船乗漁業組合員が一部組合員を採鮑業
に転業せしめんため採鮑組合へ加入方折衝したが、交渉行
悩みと見て十八日早朝組合員百二十名が二十余艘の小船に
分乗、同町蚕養浜採鮑区へ出漁した事件は、井上松原警察
署長以下全署員の急行鎮撫により同日午後一時全部帰港上
陸したが、組合員何れも興奮した面持ちに同所海岸に寄々
協議中であるが、夕刻頃井上署長、金成漁業組合長を中心
に採鮑組合、小船業組合間において折衝が開始される模様
である、右につき金成漁業組合長は語る

要するにこの問題は最近著しい不漁続きの結果突発した
もので、小船業者のとつた行動に対しては全く同情して
ゐる、然し採鮑業の不振も言外でこれを一般に許可する
時は、現在採鮑業者が直ちに影響をうけ、且つ濫獲され
る結果は年々減少の歩を辿つてゐる鮑を滅亡せしむる事
になり、漁業組合は勿論町将来のためにも発展を阻害す
るに至るので、受諾困難は当然であるが小船業者の現状
にも鑑み、両者会見の上談合せば何等かの方法により解
決は困難でないと信じてゐる

史料54 昭和8年7月 小船漁業者の無許可採鮑事件報
道 (『いはらき』昭和8年7月19日付)

豊浦町川尻の小船業者 大挙採鮑地を侵し 陰悪
な形勢に松原署警戒

多賀郡豊浦町川尻小船業者鈴木市太郎外百二十名は最近極度の不漁つゞきのため一部組合員を採ほう業に転業せしめんとし、漁業組合総代内山彦蔵を代表者として採鮑組合に対し再三加入方折衝したが、同組合も亦当業の不振からその余裕ないとて承諾せずために、前記鈴木市太郎外二十名の小船業者幹部は十七日午後磯貝千太郎方に対策協議会を開き、会議は十八日午前二時半に及んだが、今朝六時突如全組合員百二十名は二十八隻の小船に分乗し同町の養蚕浜地先に於て採鮑を開始したので、採鮑組合小泉藝次郎外十七名の組合員は驚愕し防衛上出漁せんとし、両者間に陰悪な空気を孕むに至つたので、所轄松原署井上署長は管内全署員の非常召集を行ひ同町に出張、発動機船により現場に急行し、小船業者の帰港を慫慂しつつあるが、上陸後における両者間の紛争は免れ難き形勢にあり、警戒を厳にしてゐる、該問題は昨年の採ほう季節頃より擡頭し、未解決のまゝ今日に至つたものだが、井上署長は小船業者側の事情考慮し、漁業組合長金成寅次郎、篠原房二、町長桜山寿一の諸氏及び採鮑組合幹部との協議の結果、先に小船漁業者側の七名加入方要求に対し、本年度は三名だけを限り承諾することに大体決定した

史料55 昭和8年8月 小船業者組合と採鮑組合の紛争
報道 (『いはらき』昭和8年8月9日付)
小船業対採鮑組合の紛争尚ほ解けず 調停者頻りに斡旋

多賀郡豊浦町川尻小船業者組合員が不漁続きによる生活緩和策として、一部組合員を採鮑組合へ加入せしむべく折衝したが、行悩みと見て去月十八日早朝組合員百余名が目的貫徹のため大挙して採鮑区域へ出漁した事件は、小船業者側より松原署へ検束者を出し、採鮑組合側も漁業権侵害の告訴をなすなど問題を惹起したが、その後町長桜山寿一、漁業組合長金成寅次郎、篠原房二氏等両者間の調停に立ち目下極力奔走中であるが、採鮑組合としては

申込み七名ニ対し最初二名丈け加入を認める
残りの五名は採鮑組合に欠員を生じた際補充として加入を認める
加入金を納付する事
を主張するに対し、小船業者は

七名中採鮑組合へ四名加入せしめられたい
三名は採鮑組合に於て欠員を生じた場合優先権を以て加入せしめられたい

組合加入金はこれを認める
と主張し、両者間に尚距離があり、採鮑組合側は調停者の立場を考慮し

結局、最初三名の加入を認めるが、加入者の人選は採鮑組合へ一任する事

にて受諾するの内意を漏らしてゐるが、調停者として条件を附す事は面白からずとしてゐるので解決までには尚曲折は免れ難い模様である

(6) 流通および加工

史料56 天保2年4月 川尻村五十集議定書
(川尻 蛭田家文書)
川尻村

庄屋
組頭共 江

其村五十集共累年人数相過、数人之内ニ者不心得之者茂有之、漁物代金相滞船主共及難儀候也ニ而、文化二丑年主法相立田畑請地共ニ見込五石以上耕作致候者ハ本札与唱造荷勝手次第、右已下之者ハ半札与名附横田附振り売ニ限り、其節新規組入候者ハ長ク半札之筈取極メ候也、畢竟時勢ニより相定候事トハ相見江候得共、尔今至リ候而者公ならさる事も相見候ニ付、往古ニ復、本札半札之差別ハ相止、文政九戌年組入候者相除、残五十集百七拾六人ヲ以株式相定、后後船主共不及難儀ニ候様正路ニ売買可為致候、勿論右商ニ傾、農事ニ怠リ或者不心得之者於有之ハ屹度指留可申候

但株式相定候上者、譲渡之儀ハ相对次第不苦候得共、居屋舗特高無之者江譲渡候義ハ不相成事ニ候、尤江戸出五十集之儀者只今迄村定之通居置、譲渡之儀ハ可為同断候

右之通自今以後村定相改万端取締、未熟無之様五十集共江申付取扱可申事

天保二年卯三月

〔改丁〕

前件之通被仰付候条奉畏、以来未熟無之様売買可致候、尤五十集本札半札与相訳、文化二丑年相渡置候処、此度本札半札之差別相止候様 御達ニ付書替、百七拾六枚相渡申候、以後五十集株譲渡之儀者勝手次第ニ被仰付候へ共、村役人江相届双方証文取返之上相譲可申事

〔改丁〕

〔五十集札図 略〕

〔面附略〕

〆百七拾六人

〔改丁〕

文化九申十二月

曲淵甲斐守様より

下総国□佐相一件ニ付浜々江御判紙到来、江戸出生魚荷主共御呼出被仰附候節、諸入用指出候者以来江戸売渡世可致様ニ村定相立置候処、此度御□等之上江戸造荷五十集共之義是迄村定之通居置、株式譲渡等之義ハ前件之通被仰附候間、以来江戸仲磨〔仲間〕之者ども未熟無之様相心得、少茂船主共江難波相掛間敷様正路ニ買引可致事

江戸五十集面附

〔面附略〕

人数合四拾四人

〔改丁〕

右当村中買五十集永代新規加入不相成、前書面附之者人数相極、五十集株式ニ被仰附候上者譲渡勝手次第ニ相成申候

事、尤御田地出精之上中買可致候、若シ農事怠、五十集渡
世計ニ傾、或者不心得之者ハ札引揚屹ト売買指留可申事
天保二年卯四月

庄屋
彦 衛 門 印
舟庄屋
治郎左衛門 印
与頭
吉 郎 衛 門 印
同
金 衛 門 印
同
藤 兵 衛 印
同
富 衛 門 印
五十集頭
恒 衛 門 印
同兼帶
富 衛 門 印
同
五 郎 衛 門 印

史料57 天保13年 9 月 魚荷物継立仕切金一件につき済
口証文 (『小山市史 史料編近世Ⅱ』)
差上申済口証文之事

- 一 先般奉願上候魚荷物仕切金一条之儀、扱入立入熟談内
済相成候趣意左ニ奉申上候
- 一 金壹分三朱ト錢八文 子七月五日生り三箇、結城売
之由
- 一 同壹兩貳分貳朱也 同日生り拾壹箇、古河売之由
ヱ金貳兩壹朱ト八文 藤左衛門方へ請取分
- 一 錢壹貫五百六十四文 右拾四箇駄ちん岩瀬宿分福良
より差替
- 一 同壹貫六百三十六文 同拾壹箇古河、三箇結城送り
駄ちん福良分
- 一 同壹貫八百三十六文 申六月十日幸手送り、六箇廻
り道入用共ニ
- 一 同百文 古河之請取酒代
- 一 金壹分ト貳百文 丑十一月廿八日 才料要三郎
方へ内金渡し
- 五口

ヱ金壹分ト錢五貫三百四十文 惣右衛門方へ可請取分
差引残金壹兩ト錢百八拾八文 藤左衛門方へ可請取分
右仕切状此度結城・古河両問屋売立帳面表吸入差添駈と取
調候処、紛敷儀一切無之相訳り申候・依ては扱人を以惣右
衛門方へ夫々申入、無悲分熟談内済仕、残金藤左衛門方へ
受取相済申候、然ル上は右一条ニ付重て双方より御願ケ間
敷儀毛頭無御座候、為後日連印を以済口証文差上申処、仍
て如件

天保十三年寅九月五日

水戸川尻浜
荷主藤左衛門代
荷才料
願人
彦 之 丞 印
福良村問屋
相手

惣右衛門 印
同村扱人
問屋
清 吉 印
笠間領岩瀬宿
問屋
辰 次 郎 印

福良村
御役人衆中

史料58 明治初年 川尻醬御用品に付継立て達
(川尻 蛭田家文書)

覚

川尻醬

此人 壹人

右者急御用品送遣候条熨付を以無遅延継立可被申候、以上
十一月廿三日 高野 覚之介 印

折笠 小木津 田尻 滑川 宮田 助川 成沢 油
繩子 下孫 大沼・森山 石名坂 大和田 外宿
佐和 稲田 田彦 津田 青柳

田見小路
民事方御政所迄

右村々
庄屋

史料59 明治41年 5 月 川尻と大津の乾鮑製造法報道
(『いはらき』明治41年 5 月26日付)
常陸の明鮑・灰鮑(品質価格共に日本一)

本県の明鮑・灰鮑は重に多賀郡大津の水産家鉄伝七氏や川
尻の大坂辰之介氏等の手に依つて製造されてゐるのであ
る、明鮑といひ灰鮑といふ何れも生鮑を乾し固めるので大
した相違はないが、只明鮑は始めの製法が少しばかり丁寧
である、外観上明鮑は半透明鼈甲色のもので、灰鮑は名の
如く灰色に錆びた物である、今其製造法を簡単に書いて見
れば、明鮑は生鮑の腸を取り去り一晚塩水に漬けた上足で
充分踏み躪つてよく鮑固有の粘液を洗滌した後之を蒸して
日光にさらし堅水の焙爐に掛ける、焙爐に掛けて日光に乾
し、乾しては焙爐にかけ、かく反覆する事数十日にして漸
やく出来上るのである、灰鮑は腸を取り去りたる儘直ちに
蒸して乾すことは明鮑と変らない、明鮑は洗滌し灰鮑は洗
はないだけの相違だ、かくして出来上つた物は横浜商人の
手を経て南清地方に輸出さるのである、支那人は明鮑より
も灰鮑を喜ぶさうであるが、不思議なのは支那人に何故か
石の様にコチコチした灰鮑を食はなくてはゐられぬさう
で、彼の日清戦争の時など□日清両国の交易を禁止され
たるに拘はらず如何にして密輸入したか依然として灰鮑を食
つてゐたそう、畢竟外国商人の手を経て日本の商人から
買ひ入れたものであらう、何にせよ支那があれほどの大国
であるのに其国民が灰鮑を食はねばゐられぬと来ては我国
の水産家たるものは前途大に望ありといはざるべからずで
はないか、殊に明鮑灰鮑の製造にかけては御自慢の□柄た
る常陸の水産家たるものは尚一層の奮発を要すべきである
さほど迄支那人に尊重される明鮑灰鮑は一箇幾何位で支那
人の口に這入るかといふに、川尻、大津辺から横浜の商人

に仕切る相場は明鮑百斤二百四十円、灰鮑百斤二百円位である、即ち一斤二円であるが一斤の灰鮑は二箇乃至三個である、二箇とすれば一斤一円である、生産地の相場が既にさうである、而して横浜商館に儲けられ、運賃を取られ、海関税を取られ、支那商人に儲けられ、然る後始めて支那人の口に這入る其時はもう一ヶの値段が三四円に上つてしまう、それでも食はずにはゐられないといふ支那人は日本の海産商人の爲めには実に有り難い福の神様といはねばなるまい、そこでこの明鮑灰鮑の生産地は本県の外に神戸地方三〇地方に在るが、同地方の製造品は百斤百五十円乃至百八十円位で、価格の点からいへば本県産のものよりズツと安値である、併し支那人は何故か一番値の高い本県産を好むのである、之れ即ち本県産の明鮑灰鮑に価格の点に於ても日本第一であると共に品質の点に於ても亦日本第一であることを証明されたのである

史料60 明治42年4月 多賀郡明治41年塩辛生産高報道
(『いはらき』明治42年4月18日付)

多賀郡昨年の塩辛産額

多賀郡に於て昨四十一年中製造したる塩辛の産額及び価格を聞くに、数量二百七十五石、価格七千四百七十五円にして、之を製造地に區別すれば左の如し

製造地名

坂 上	四石	一〇〇円	二五円
河原子	二〇	四四〇	二〇
高 鈴	一	三五	三五
豊 浦	一二〇	三八四〇	三二
大 津	一〇〇	二五〇〇	二五
平 潟	三〇	六〇〇	二〇
合 計	二七五	七四七五	

史料61 明治42年4月 多賀郡明治41年沃度生産高報道
(『いはらき』明治42年4月20日付)

多賀郡沃度製造高

多賀郡に於て昨四十一年中製造したる沃度は日立、豊浦、松岡、北中郷、^{ゴンド}大津各町村を通じ五戸の製造所あり、数量四千七百三十磅、価格一万四千七百円にして、之を細別すれば左の如

製造地名	数量	価格	単価
日 立	五〇〇	一四五〇円	二、九〇銭
豊 浦	二〇〇〇	六〇〇〇	三、〇〇
松 岡	五〇	一七五	三、五〇
北中郷	一八〇	六七五	三、七五
大 津	二〇〇〇	六四〇〇	三、二〇
計	四七三〇	一四七〇〇	

史料62 明治42年4月 川尻名物鰹塩辛の報道
(『いはらき』明治42年4月20日付)

川尻名物 (一)

多賀郡川尻と云へば極く狭い土地で戸数は七百許りある町と云ふよりは寧ろ一の漁村に過ぎぬのだ、然し元川尻村と言つた時代からして郡中屈指の漁浜であるだけ進歩も著るしく、殊に海岸線の開通してからと云ふものは実に長足の

進歩をしてゐる、それに近年避暑客も入り込むようになって海水浴旅館も出来、浴場も設備された、で今では立派な豊浦町川尻である。場所は狭いけれど風光はたしかに勝れて居る、旧跡もある、況んや名物に於てをやだ、いでや川尻名物を紹介して見やう、先づ第一に

鰹塩辛

土地の人は之れを「たゝき」と称して居る、鰹塩辛にはワタゝき、骨たゝき、身たゝきの三種がある、ワタゝきとは鰹の臓物を裂いて作つたもの、味は之れが第一等なのだ、骨たゝきは肉の付着して居る鰹の背骨や頭を丁寧に打ち砕いて出来たもの、身たゝきは肉をつぶして筋を取り去りて拵へたもので肉漿というのかそれで、上品ではあるが真の塩辛の味はワタゝきにある、毎年川尻だけの産額が三千円内外に上るそうだ、昔はあれを將軍家へ献上するのが毎年の例であつたと云ふ、今でも随分川尻塩辛と言へば評判が良いのである、隣村でも塩辛は出来るが不思議な事には川尻塩辛のやうに美味にはゆかぬ、これは水の関係だろうとも云ふけれど、兎に角そこ等が名物の名物たる所以であろう、就中叶屋製塩辛は土地でも有名なものである

史料63 明治42年4月 川尻名物蚕生貝の報道
(『いはらき』明治42年4月21日付)

川尻名物 (二)

川尻には八景がある、日く蚕宮の避暑、川尻二見、水門帰帆、筈磯の漁火、御番山月見崎不動、松崎仙境、蚕養浜の干潮等である、あの八景の蚕養浜の干潮は最も景致に富んでいる、此処には古来蚕生貝と云ふ不思議な貝を産する、蚕生貝は螺科に属する鮮紅色小豆大の美しい貝で、之を蚕簇中に入れ置く時は決して鼠に荒らされぬと云ふ事で養蚕神社ではこれを守護札に添へて呉れる、故に養蚕家では非常に珍重するのである、此の貝は決して他には産せず、蚕養浜に限り産する特種の貝であるだけ不思議ではないか、これに関しては旧い神話的伝説が遺つて居るがこれは後日にゆづらう

史料64 明治42年4月 川尻名物鰹塩辛の沿革報道
(『いはらき』明治42年4月24日付)

川尻名物 (四)

鰹塩辛の沿革

既に紹介した川尻塩辛には此様な沿革があると聞かせられたから、更に記してみやう

此塩辛は宝暦年間に現養蚕神社々掌丹瑞枝氏の先祖丹藤左衛門氏が創めて製造して、これを「御膳たゝき」と言つたそうなる、爾来年々藩主水戸公より幕府へ献上になつたもので、「武鑑」中に川尻塩辛とあるのは之れの事だと云ふ、[以下略]

史料65 明治42年4月 川尻名物沃度の生産報道
(『いはらき』明治42年4月30日付)

川尻名物 (六)

沃度

川尻付近の海中から搗布と云ふ海藻が採れる、此搗布には

□□及び工業上の重要薬品である沃度が多量に含有してゐるのだ、搗布を採取するには□を十字形に装着した五間計りの棹を小舟の上に操□して岩礁上に繁茂して居る搗布の根元から刈取るのである、刈取つた搗布は日乾して焼いて灰にする、あの灰をケルプと云ふのだ、ケルプを清水に浸出すると母液と云ふ浸出液が出来る、其母液を煮詰めて蒸溜器で昇華すると晴紫色の沃度が結晶する、これは含量九〇パーセント位の粗成沃度である、そして母液を煮詰める際に食塩及び塩化加里と云ふ副産物が出来るのだ、今では多賀郡に八ヶ所の製造所があるけれど、元は当町の材木商寺門寅吉、小峰恒之助の両氏が工場を建てゝ試験的に製造したのが初まりで、折角苦心も其甲斐なく遂に不成功に終つたのは確明治二十六年頃であつたと思ふ、其後数ヶ所の製造所が建設され、殆んど競争的に製造さるゝに伴ひ諸種の弊害が起つた、そこで明治四十年に草柳・松本・金成・川崎・山形の五工場が合同して川尻沃度製造販売組合と云ふものを組織した、目今は元川崎常太郎氏所有であつた工場に於て盛に製造されて居る、で昨四十一年の製産額は沃度三千ポンド、九千円、副産物の塩化加里が三万ポンド、一千二百円、食塩が二百であつたそうだ、東京横浜及び大阪等は其重なる販路地である

史料66 大正2年1月 多賀郡五十集組合総会報道
(『いはらき』大正2年1月26日付)

多賀五十集総会

多賀郡五十集組合にては此程豊浦町豊鶴館に於て定期総会を開催せしが、出席者七十余名、来賓は鈴木同町漁業組合長、篠原・金成両理事、佐藤・松本両幹事、川尻駅長、大津町長、各運送店員等にて左記の諸件及び豊浦町漁業組合より交渉の五十集切歩五歩の所得を四分に改め、漁業組合の活動に援助を与ふるの件、五十集組合員契約証書改正に関する件を議決し、終て宴会に移り鈴木組合長の挨拶、川尻駅長其他の祝辞ありて散会したるが、五十集組合昨年度の決算は歳入四百十円三十一銭五厘、前年度繰越九百八円二十四銭一厘、合計千三百十八円五十六銭六厘、支出二百六十五円、差引一千五十三円五十六銭六厘にて、之を本年度繰越金となす事とし、又た本年度予算は歳入五百二十八円、歳出二百十四円なり、因みに同組合にては会の基金半額以上は低利を以て之を漁業者に貸附し、漁業の発展を幫助し居れりと

大正元年度経費決算の件、同二年度経費予算の件、廻船切歩金一分減額の件、従来賦金五余を向後三年間蓄積するの件、本組合経費支弁の件、仲買人に対する口銭改正の件

史料67 大正2年7月 川尻浜鯉塩辛紹介報道
(『いはらき』大正2年7月1日付)

かつを(九) 常陸の名産塩辛

名産鯉塩辛 鯉は肉の需要ばかりかといへば、腸胃がまた侮り難い珍味のもとな化するので、これは本県特産物の一なる塩辛である、此塩辛は川尻浜の生産を以て第一に推されるが、近年他の浜でも改良に改良を加へ優良な品を販売するやうになつた、其製法は極めて簡単なもので、腸胃の内部を去り、淡水に浸すことに十二三時の後、能く水分を滴み、其量一升へ塩三合の割合を和し、密蔵数十日にして出来上るが、屢々攪拌するほど宜しい、又出漁中沖で漬けるのもあるけれど、淡水の不足する場合には洗ひを粗末にばかりで真正の旨味を出すことが出来ぬ、要するに淡水の遣ひ方一つであるから、製法にさへ改良を加ふれば常陸名産塩辛の声価を昂ぐるゝこと容易である

摺身の塩辛 夏から秋へかけて鯉の腸胃を去り、淡水に浸してよく洗つて後水を去り、其量一升到焼塩二合五勺(秋季は一合五勺)を加へ、朝夕攪拌し、大約三十日程経て之を煮る(火度の加減が肝腎)それを濾して鯉の摺身凡そ一割を加へるのであるが、孰れの塩辛にせよ器具の良否によつて味ひを損ふこと少なくないから、当業者は桶とか缶詰とか是等器具の精選と其意匠图案等にも注意を払ふべきである、又資産家の隠居などが自家用として漬け置く塩辛は風味もよいけれど、其外は概して不味いといふものがある、これも強ち一理ない訳でもない、要するに製法の如何にあるのだから、販路を広くしたいならば此点にも留意するやうにして欲しい

塩辛の産額 然らば県下より一ヶ年産出する塩辛は何程位あるかといへば、東茨城郡磯浜町・大貫町で百二石・価格三千五百九十五円、那珂郡湊町・平蔵町・前渡村四十三石・価格千二百十円、久慈郡久慈町三十五石・価格八百七十五円、多賀郡坂上村・河原子町・豊浦町・大津町其他百七十三石、三百五十三石、価格実に二万七千五百十円であるが、仔細に調査すれば尚ほこれ以上に達して居るだろう、併し本県の名産として広く販売する以上は少くとも五百石を超ゆるやうにせぬければなるまい、今本県下より産出する水産製造物を見るに、一ヶ年六七十万円の内鯉節の産額最も多く、一万円を下るは塩辛に次いで搾粕であるから、塩辛の産額は少なくとも二万円を超させたいのである

2 川尻の漁業統計

(1) 概 況

第1表 昭和6・9・14年 豊浦町漁業の概要 (『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

漁業経営者数	漁業労働者数	漁船数		主要漁業	漁獲 (水揚げ) 高
		動力付漁船	和船		

	本業	副業	計	総人数	大中型	小型船	釣船	その他		小舟釣 円
昭和6末	人 186	人 52	人 238	人 490	隻 1	隻 19	隻 122	隻 49	採鮑・潜水器・鯛釣・小型発動機船・採藻	円 123,600
9末	143	37	180	569	2	24	63	54	大謀網・採鮑・小型発動機船・小舟漁・採藻	100,500
14末	112	9	121	350	5	22	72	—	定置・潜水器・小型発動機・小舟釣・採鮑	436,800

第2表 昭和6・9・14年 昭和戦前期豊浦町の主要漁業

(『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

漁業種類	時期	経営者数	経営数	労働者数	漁獲高	魚種	漁獲順位
鮪流網	昭和6	人 3	3	人 35	円 5,000	マグロ・カジキ・サメ・イルカ	7漁村中6位
	9	—	—	—	—		—
	14	—	—	—	—		—
鰹釣	昭和6					カツオ	
	9	5	5	100	5,500		7—5
	14						
定置漁業	昭和6	大謀1	休業	7年就業	約25,000	タイ・サバ・アジ・マグロ・ブリ	6—3
	9	13	2	80	31,450		5—2
	14	6	2	90	110,000		4—4
小型発動機船漁	昭和6	12	13	52	12,500	タイ・ヒラメ・イナダ・磯魚	11—6
	9	22	22	220	13,000		12—4
	14	19	19	68	50,000		11—2
小舟釣漁業	昭和6	122	122	50	32,000	タイ・アジ・サバ・スズキ・ヒラメ	14—3
	9	63	63	出漁者83	18,000		14—4
	14	72	72	—	48,000		13—1
延縄	昭和6	—	—	—	—	タイ・ヒラメ・アナゴ・スズキ・サメ	—
	9	—	—	—	—		—
	14	19	19	19	22,400		9—1
蛸釣	昭和6	—	—	—	—	タコ	—
	9	—	—	—	—		—
	14	91	91	4	10,800		10—3
潜水器採鮑	昭和6	4	8	27	13,020	アワビ・南光貝	3—1
	9	5	9	16	11,750		3—2
	14	3	3	30	115,000		3—1
裸体採鮑	昭和6	16	16	—	6,600	アワビ・ウニ・カキ	14—2
	9	20	20	出漁者20	13,250		14—1
	14	20	20	—	10,000		14—1
地曳網	昭和6	3	3	210	2,500	イワシ・アジ・サバ	15—9
	9	2	2	30	2,000		15—12
	14	1	1	30	5,000		15—5
採藻	昭和6	—	—	—	—	カジメ・ワカメ・ツノマタ・ヒジキ・フノリ・ノリ	—
	9	20	20	120	18,100		14—2
	14	60	60	60	20,000		13—1

裸体採鮑における漁獲順位欄の14漁村とは、平潟・大津・櫛形（伊師浜）・豊浦・日高（小木津）・日立・会瀬・河原子・坂上（水木）・久慈・磯崎・平磯・湊・磯浜

第3表（1） 明治38～大正15年 豊浦町漁船数 各年末現在
（豊浦町「事蹟簿」）

大正7～15年の5間以上の漁船は、すべて動力船

明治39・40年と大正3年は事蹟簿に記載なし。明治44～大正2・6年分の「事蹟簿」を欠いている。

	3間未満	3～5間未満	5間以上	計
明治 38	122隻	19隻	11隻	152
41	125	9	3	
42	133	2	3	138
43	140	5	1	146
大正 4	139	1	1	141
5	—	—	—	—
7	179	0	5	184
8	177	0	5	184
9	169	0	4	181
10	78	19	3	100
11	78	19	3	100
12	78	20	3	101
13	116	10	4	130
14	116	10	3	130
15	151	10	3	164

第3表（2） 昭和2～16年 豊浦町漁船数 各年末現在 （豊浦町「事蹟簿」）

	5トン未満		5～20トン		20～50トン		計
	無動力船	動力船	無動力船	動力船	無動力船	動力船	
	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻
昭和 2	146	3	0	0	0	2	151
3	146	3	0	0	0	2	151
4	150	6	0	0	0	1	157
5	150	9	0	0	0	1	160
6	150	9	0	0	0	1	160
7	150	9	0	0	0	1	160
8	120	15	0	0	0	0	160
9	120	21	0	0	0	0	141
10	120	18	0	0	0	0	138
11	120	6	—	20	0	—	147
12	123	16	0	20	8	5	172
13	121	16	0	11	4	5	154
14	123	16	0	11	6	0	156
15	123	16	0	11	6	0	156

16	123	16	0	11	6	0	156
----	-----	----	---	----	---	---	-----

第4表 昭和2～7年 豊浦町遠洋漁業用漁船数

(豊浦町「事蹟簿」)

	無動力船		動力船	
	船数(隻)	乗組員数(人)	船数(隻)	乗組員数(人)
昭和2	5	40	1	40
3	0	0	1	50
4	0	0	1	25
5	0	0	1	25
6	0	0	1	25
7	0	0	1	25

昭和2年の動力船の大きさは50トン 昭和8～16年 記載なし

(2) 漁 況

第5表(1) 明治38～昭和17年 豊浦町漁獲高 魚類

(豊浦町「事蹟簿」)

明治39・40年と大正3年は事蹟簿に記載なし。明治44～大正2・6年分の「事蹟簿」を欠いている。

上段は数量、単位は貫、下段は価額で単位は円。―は記載なし。

	カツオ	マグロ	ブリ	タイ	サバ	ヒラメ・ カレイ	イワシ	サンマ	その他	計
明治 38	15,000	1,500	1,000	10,000	—	1,000	—	—	10,300	38,000
	9,000	1,800	500	10,000	—	700	—	—	830	22,830
41	93,600	2,312	550	5,000	—	7,000	3,500	1,200	6,020	119,182
	65,520	4,624	330	2,250	—	4,400	780	1,200	2,614	81,718
42	83,600	2,000	450	4,500	—	7,000	3,500	1,000	3,770	105,820
	55,500	4,000	270	6,750	—	4,000	780	1,000	2,774	78,774
43	35,714	1,000	450	4,000	—	5,200	1,750	1,000	2,520	51,634
	25,000	2,000	270	6,000	—	3,140	390	1,000	1,574	39,374
大正 4	45,000	500	350	2,800	30	3,380	6,200	35,000	2,900	96,160
	22,500	400	210	1,200	90	1,370	1,740	6,336	1,936	34,702
5	60,000	400	500	2,300	30	3,150	1,800	18,000	3,980	90,160
	24,000	3,600	250	2,760	90	1,950	480	3,600	2,350	39,080
7	7,470	11,086	1,000	550	—	67,600	2,729	2,500	15,470	108,405
	37,976	22,172	1,500	7,150	—	7,288	1,800	2,000	21,865	101,751
8	19,330	7,807	500	5,700	—	15,342	3,412	15,000	10,630	77,721
	38,660	23,428	900	28,500	—	46,026	10,072	30,000	28,682	206,268
9	13,970	3,970	200	8,000	—	20,000	2,300	20,000	4,100	72,540
	32,895	13,895	400	44,000	—	40,000	7,040	40,000	17,050	195,280
10	32,500	2,000	1,000	3,500	—	2,000	22,400	14,000	23,800	101,200
	65,000	8,000	1,500	12,950	—	5,000	14,560	16,800	23,668	147,478
11	28,550	2,000	1,000	5,500	—	5,500	44,000	48,000	18,800	153,000
	62,810	8,000	1,800	22,000	—	15,500	11,000	3,120	24,475	148,705
12	28,670	2,000	1,200	5,540	—	5,280	43,000	48,000	16,006	108,446
	63,241	8,000	2,160	22,160	—	14,760	10,040	11,280	22,938	154,579
13	1,670	2,000	1,200	5,540	—	5,280	43,000	48,000	16,006	122,696
	38,410	8,000	2,160	22,160	—	14,760	10,040	21,130	2,310	118,970
14	52,500	2,000	1,000	5,500	—	5,500	44,000	48,000	16,150	174,650
	104,810	8,000	1,800	22,000	—	15,500	11,000	21,130	20,675	204,915

15	52,000	2,000	1,000	5,500	—	5,500	44,000	48,000	16,150	174,650
	11,550	8,000	1,800	22,000	—	15,500	11,000	21,130	875	204,915
昭和 2	22,000	2,500	1,500	5,500	—	5,000	—	17,500	21,500	75,500
	33,000	7,500	2,700	16,500	—	1,000	—	5,250	4,700	70,650
3	4,000	—	1,500	5,500	—	4,000	—	—	51,000	66,000
	3,200	—	2,250	14,850	—	8,000	—	—	3,340	31,640
4	9,000	2,000	1,500	7,500	500	3,500	—	15,000	20,000	59,000
	9,350	6,000	2,250	15,000	300	6,300	—	6,000	4,830	50,030
5	—	500	945	2,240	50,950	2,090	2,700	—	25,220	84,150
	—	1,000	945	6,720	10,190	5,225	2,700	—	25,360	52,140
6	2,000	1,000	950	2,500	25,320	2,200	2,500	—	23,350	59,820
	1,600	2,000	475	7,500	7,596	5,500	2,500	—	16,135	43,306
7	2,000	500	500	5,000	1,000	2,000	2,500	—	28,150	41,650
	1,000	1,000	200	12,500	300	4,200	1,250	—	11,425	31,875
8	5,000	5,000	5,200	5,000	33,000	700	15,000	—	26,250	95,150
	2,500	5,000	3,120	13,500	13,200	1,050	750	—	15,100	54,220
9	25,000	5,000	7,000	15,000	33,000	700	25,000	—	38,100	148,800
	15,000	5,000	5,950	45,000	16,500	1,400	1,500	—	26,750	117,100
10	20,000	5,000	7,000	40,000	33,000	2,000	20,000	—	45,500	152,500
	12,000	6,000	7,000	80,000	16,500	4,000	1,500	—	33,250	125,250
11	—	2,500	20,000	40,000	50,000	2,000	5,000	—	47,000	166,500
	—	3,750	20,000	80,000	10,000	4,000	350	—	44,000	162,500
12	445	2,014	18,669	21,842	62,693	4,484	337,150	—	76,202	523,449
	534	3,021	16,802	43,684	5,015	9,865	37,080	—	56,466	172,467
13	—	8,724	—	8,769	785,395	7,000	265,170	—	90,290	1,165,348
	—	13,086	—	17,538	30,270	15,400	29,169	—	64,201	178,664
14	—	4,320	18,000	3,500	65,230	800	132,200	—	60,350	284,400
	—	10,800	19,000	14,000	11,741	2,000	23,796	—	83,300	165,437
15	2,000	—	—	3,500	50,000	2,500	2,000	—	57,500	117,500
	3,600	—	—	1,400	125,000	12,500	800	—	98,500	254,400
16	—	—	—	5,000	2,000	2,000	4,000	—	71,700	84,700
	—	—	—	40,000	1,600	12,000	2,000	—	117,250	172,850
17	200	8,282	61,220	7,768	34,091	3,679	38,120	—	74,170	227,530
	400	4,141	24,488	93,216	51,136	1,835	30,496	—	45,597	251,309

第5表（2） 明治38～昭和17年 豊浦町漁獲高 貝・藻類

（豊浦町「事蹟簿」）

明治39・40年と大正3年は事蹟簿に記載なし。明治44～大正2・6年分の「事蹟簿」を欠いている。

上段は数量で単位は貫、下段は価額で単位は円。—は記載なし。

	アワビ	カジメ		アワビ	藻 類
明治 38	4,000 4,800	300,000 12,000	昭和 2	5,500 37,500	50,000 1,500
41	9,500 8,170	125,000 625	3	15,000 30,000	5,000 2,000
42	11,000 8,801	400,000 3,200	4	13,000 32,500	6,000 3,400
43	11,500 9,200	400,000 3,200	5	4,000 12,000	— —
大正 4	10,000 8,000	26,500 1,958	6	8,000 20,000	— —

5	10,000 8,200	27,000 2,025	7	8,000 19,700	8,500 8,275
7	4,752 9,504	12,500 1,250	8	7,500 15,000	16,500 8,250
8	5,342 8,015	10,453 4,913	9	10,000 20,000	51,000 3,500
9	15,000 30,000	20,000 7,000	10	15,000 30,000	76,000 5,750
10	5,600 12,320	70,000 2,100	11	12,000 24,000	72,000 7,060
11	7,600 16,720	150,000 6,000	12	13,651 27,784	82,645 7,571
12	7,400 16,650	193,000 10,080	13	16,720 36,784	22,269 3,170
13	7,400 16,650	150,000 7,500	14	5,500 15,400	17,750 3,430
14	7,600 16,720	10,000 4,000	15	6,330 25,320	9,000 2,200
15	7,600 16,720	10,000 4,000	16	7,000 35,000	12,000 6,500
			17	16,500 49,500	40,500 4,050

第6表 昭和2～7年 豊浦町遠洋漁業漁獲高 (豊浦町「事蹟簿」)

上段は数量、単位は貫、下段は価額で単位は円。一は記載なし。昭和8年以降記載なし

	カツオ	マグロ	カレイ・ ヒラメ	サンマ	その他	計
昭和2	2,000 2,000	2,500 7,500	1,000 800	17,500 5,250	1,000 400	24,000 16,950
3	4,000 4,000	2,000 7,000	1,000 600	10,000 4,000	2,000 1,600	19,000 17,200
4	8,000 8,000	2,000 6,000	500 350	15,000 6,000	2,000 1,600	14,000 21,950
5	8,000 8,000	4,000 7,200	1,500 1,500	16,000 8,000	2,000 1,600	23,500 28,300
6	10,000 8,000	2,000 4,000	500 400	2,000 800	2,000 1,600	16,500 14,800
7	— —	500 100	— —	— —	3,000 2,400	3,500 3,400

(3) 流通および加工

第7表 昭和6・9・14年 豊浦町の活・鮮魚・貝類の移出 (『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

	鮮魚商戸数	従業員数	主な魚介類	移出高 (円) 〈現日立市内順位〉
昭和6	20	70	アワビ・タイ・カツオ・マグロ	108,000 〈1〉
9	17	244	アワビ・タイ・カツオ・ブリ	80,135 〈1〉
14	8	32	タイ・カツオ・スズキ・ヒラメ・アワビ	162,000 〈2〉

第8表 明治38～昭和15年 豊浦町水産加工品生産高 (豊浦町「事蹟簿」)

明治44～大正2年と同6年の「事蹟簿」を欠いている。明治39・40年と大正3年は記載なく空欄

上段は数量で単位は貫、下段は価額で単位は円。一は記載なし

	鰹節	鰹生節	塩辛	乾鮑	魚肥		鰹節	鰹生節	塩辛	乾鮑	魚肥
明治38	1,000 2,500	— —	750 450	900 4,500	— —	昭和2	500 4,000	200 360	40 80	— —	3,900 1,920
41	2,700 5,400	8,000 7,200	65 2,275	10,720 9,200	— —	3	2,000 14,000	2,000 3,600	500 1,000	— —	3,900 1,920
42	2,500 5,000	7,200 5,760	60 2,125	890 8,900	— —	4	1,000 8,000	— —	500 1,000	500 10,000	2,000 950
43	1,250 3,750	3,000 2,400	20 700	900 9,000	— —	5	3,400 20,400	— —	400 1,200	— —	5,600 1,856
大正4	1,800 5,400	2,000 1,400	50 200	950 7,125	— —	6	3,000 13,500	— —	400 1,000	— —	4,500 1,275
大正5	5,500 16,500	2,000 1,200	10 400	1,000 6,500	— —	昭和7	500 2,000	— —	400 800	— —	3,000 675
7	4,000 2,800	— —	20 1,400	308 2,460	500 350	8	500 1,750	— —	400 800	— —	3,000 775
8	3,243 32,430	— —	119 298	272 8,160	320 384	9	500 2,250	— —	400 800	— —	3,000 775
9	200 1,600	— —	5 250	1,760 28,600	1,000 800	10	500 2,000	— —	50 500	— —	3,000 775
10	1,750 22,750	— —	10 1,500	— —	1,500 730	11	500 2,000	— —	500 1,000	— —	2,500 240
11	1,500 19,500	500 2,000	12 1,800	160 2,560	6,800 5,860	12	200 700	— —	300 525	— —	3,000 700
12	1,700 22,100	550 2,000	13 1,950	170 2,620	6,880 4,862	13	500 1,500	— —	— —	— —	3,500 925
13	1,700 22,100	530 2,000	13 1,950	170 1,620	5,000 3,950	14	— —	— —	— —	— —	— —
14	1,500 19,500	500 2,000	12 1,800	— —	5,000 3,850	15	— —	— —	— —	— —	450 450
15	1,500 18,000	500 1,500	12 1,500	160 2,560	6,800 4,810						

第9表 昭和6・9・14年 豊浦町主要水産加工品 (『茨城の水産』昭和7・11・15年版)

	製品種類	製造戸数	従業員数	数量	金額	産額順位
昭和6	鰹節	6戸	12人	5,000貫	12,500円	9漁村中6位
	鮪節	6	12	200	900	9—8
	煮乾鰯	4	18	4,200	1,360	8—6
	鯛味噌	1	6	500	1,600	4—4
	塩辛	10	38	2,500	7,500	8—1
	鰯搾粕	4	16	1,300	4,550	8—7
	雑粕	6	12	150	450	9—7
	いわし油	4	18	770	540	7—6
	製造戸数12 従業員数31 主な製品：鰹節・塩辛・鰯搾粕・沃度					
昭和9	鰹節	5	15	1,200	4,800	8漁村*中6位
	鯖節	3	10	1,800	1,800	4—2
	頬通鯧	12	214	65,000	26,000	6—4
	鯛味噌	1	2	420	800	4—4
	塩辛	5	5	1,200	3,000	5—1*

	鰯搾粕	3	3	600	2,500	10—9
	いわし油	3	6	80	200	8—8
	製造戸数35 従業員数55 主な製品：頬通鮭・鰹節・塩辛 生産高41,600円 * 5 漁村：大津・豊浦・平磯・湊・磯浜					
昭和14	鰹節	4	40	1,000	7,000	8 漁村中 5 位
	鮪節	4	40	300	1,800	2—2
	鯖節	3	45	3,500	9,625	8—1 *
	なまり節	2	10	600	1,500	5—4
	田作	5	15	150	900	8—3
	塩乾鰯	9	200	7,200	58,800	10—4
	鰯桜乾	1	30	5,226	19,272	7—3
	鯛味噌	1	2	30	300	5—5
	鰯搾粕	2	8	20	350	15—15
	鰯油	3	15	32	220	13—13
	製造戸数9 従業員数：男40・女140・計150 主な製品（産額順）：塩乾鰯・桜乾鰯・鯖節 生産高101,767円 * 8 漁村：平潟・大津・豊浦・久慈・磯崎・平磯・那珂湊・磯浜					

史料 川尻の漁業

日立の水産歴史篇 1

2021年10月15日発行 編集・発行：島崎和夫

日立市の歴史点描